

第四十八回国会
衆議院
地方行政委員会
議 録 第 十 一 号

昭和四十年三月二日(火曜日)
午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 中馬 辰猪君

理事 龜山 孝一君

理事 田川 誠一君

理事 川村 誠義君

理事 大石 八治君

理事 島村 一郎君

理事 登坂重次郎君

理事 秋山 徳雄君

理事 重盛 寿治君

理事 細谷 治嘉君

理事 吉田 賢一君

出席國務大臣

國務大臣 吉武 恵市君

出席府政委員

警察庁長官 江口 俊男君

警視總監 大津 英男君

警察庁保安局長 長 英男君

總理府事務官 高島 節男君

(經濟企画庁調 整局長)

厚生技官 館林 宜夫君

(環境衛生局長)

自治事務官 柴田 護君

(財政局長)

自治事務官 細郷 道一君

(稅務局長)

委員外の出席者

議員 安井 吉典君

大蔵事務官 平井 勉郎君

(主計官)

大蔵事務官 玉置 明男君

(理財局地方資 金課長)

專門 員 越村安太郎君

二月二十七日
委員 華山親義君辭任につき、その補欠として松原喜之次君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員 松原喜之次君辭任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

三月一日
委員 阪上安太郎君辭任につき、その補欠として横路節雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員 横路節雄君及び門司亮君辭任につき、その補欠として阪上安太郎君及び玉置一徳君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員 玉置一徳君辭任につき、その補欠として門司亮君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十六日
統制刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)(參議院送付)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

三月一日
消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出、衆法第五号)

石油ガス譲与税法案(内閣提出第八二二号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

統制刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)(參議院送付)

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出第四五号)

○中馬委員長 これより會議を開きます。

去る二月二十四日付託になりました安井吉典君外九名提出にかかる地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、提出者から提案理由の説明を聴取いたします。安井吉典君。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第百十三條第二項各号列記以外の部分中「掛金」の下に「国の負担金」を加え、同項第一号中「掛金百分の五十」を「掛金百分の三十、国の負担金百分の二十」に改める。

第百十六條第一項中「地方公共団体」を「国若しくは地方公共団体に、毎月」を「政令で定めるところにより」に改める。

第百四十二條第二項の表のうち第百十三條第二項各号列記以外の部分の項中「及び地方公共団体」を「国の負担金及び地方公共団体」に改め、同表中第百十三條第二項各号の項及び第百十三條第四項の項を次のように改める。

第百十三條第二項第一号 国の負担金百分の二十、地方公共団体の負担金百分の五十

第百十三條第二項第二号 地方公共団体の負担金

地方公務員法第五十二條の職員団体(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五條の六の職員団体を含む。)又は地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二十八号)第五條(同法附則第四項において準用する場合を含む。)の労働組合(以下「職員団体」と総稱する。)の事務にもつばら従事する職員である組合員

及び地方公共団体の負担金

「職員団体の負担金」として

「職員団体の負担金」と、同項第五号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「国の負担金」として

第四百二十二条第二項の表中第百三十三條第三項、第百三十六條第一項、第百三十四條(見出しを含む)第百三十六條第二項及び第百三十九條の項を次のように改める。

第百十六條第一項	
第百三十三條第三項	国若しくは地方公共団体
第百三十四條(見出しを含む)	国
第百三十六條第二項	国
第百三十九條	

第百四十二條に次の一項を加える。

6 国の特別会計においてその修給を支給する国の職員である組合員に係る第百三十三條第二項第一号の短期給付に要する費用についての国の負担金については、同号の短期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額は、国の一般会計からそれぞれの特別会計に繰り入れるものとする。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の表の下欄中「三年以内に退職する男子又は同日から五年以内に退職する女子」を「五年以内に退職する者」に、「昭和三十九年十月三十一日までに退職する男子又は昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子」を「昭和四十一年十月三十一日までに退職する者」に改める。

第六十三條第七項第二号中「昭和三十九年」を「昭和四十一年」に、「男子」を「者」に改め、同項第三号を削る。

第百四十三條の七中「第三号」を「第二号」に、「昭和三十九年」を「昭和四十一年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百三十三條第二項、第百三十六條第一項並びに第百四十二條第二項及び第六項の規定は、施行日を含む事業年度分以後の掛金及び負担金について適用し、当該事業年度前の事業年度分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に

律の公布の日の前日までの間に退職した男子(明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く)については、第二条の規定による改正後の施行法第六十三條第七項中「退職の日」とあるのは、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)の公布の日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 前二項に規定する者が再び地方公務員等共済組合法に基づき共済組合の組合員となつて退職した場合において、同法の規定による退者年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、施行法第二十四條又は第六十三條第七項に規定する申出をすることができない。

4 第一項又は第二項の規定の適用により第一項又は第二項に規定する者に地方公務員等共済組合法第八十三條第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項又は第二項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、第一項又は第二項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内私とみなす。

5 第一項又は第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

第四条 昭和三十九年九月三十日に地方公務員等共済組合法第四十二條の規定による長期給付に関する規定の適用を受ける者であつた団体共済更新組合員(施行法第百四十三條第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう)であつて、同年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子(明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く)については、第二条の規定による改正後の施行法第百四十三條の七中「退職の日」とあるのは、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)の公布の日」と読み替えて同

条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び地方公務員等共済組合法に基づき団体共済組合の組合員となつて退職した場合において、同法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、施行法第百四十三條の七に規定する申出をすることができない。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定の適用により支給すべき退職一時金の支給について準用する。

4 前条第五項の規定は、第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者の当該退職金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利について準用する。

理由

最近における社会保障制度の状況にかんがみ、地方公務員の共済組合の制度の充実強化を図るため、地方公務員の共済組合の短期給付に要する費用について新たに国がその一部の負担をすることとするともに、地方公務員等の共済組合が支給する退職一時金について、従前どおりの支給を受けることができる期間を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、約百十億円の見込みである。

○安井議員 ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

最近の急速な経済成長の陰で、わが国の社会保障の水準は相変わらず低い状態に置かれております。特に物価高を背景として、社会保障の飛躍的な拡充が望まれるところであります。

以上の立場から、特に医療費増高の事態に対処して、さしあたり共済組合短期給付に重点を置き、当面する退職一時金の任意選択権の問題を含めて、本改正案を提出することとした次第であります。

○中馬委員長 次に、去る二月二十三日付託にな

議 与 時 期	議 与 時 期 と に 議 与 す べ き 額
八 月	前年度三月における同月において収納すべき石油ガス税の収入額の見込額と同月において収納した石油ガス税の収入額との差額を四月から七月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の二分の一に相当する額
十 二 月	八月から十一月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額
三 月	十二月から二月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額と三月において収納すべき石油ガス税の収入額の見込額との合算額の二分の一に相当する額

（譲与時期ごとの譲与額の計算）

第四条 各都道府県及び指定市に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき石油ガスの譲与税の額として前二条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき石油ガスの譲与税の額とする。

「地方道路譲与税」の下に「及び石油ガス譲与税」を加え、同条第十二号中「昭和三十年法律第百十三号」の下に「石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第 号）」を、「地方道路譲与税」の下に「石油ガス譲与税」を加える。

第十七条第四号の二中「地方道路譲与税」の下に「及び石油ガス譲与税」を加える。

（地方道路譲与税法の一部改正）

6 地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（譲与時期ごとの譲与額の計算）

第三条の二 各都道府県及び指定市に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき地方道路譲与税の額として前二条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方道路譲与税の額とする。

理 由

都道府県及び指定市の道路財源を充実強化するため、石油ガス譲与税として、石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額を都道府県及び指定市に譲与することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十八・九」を「百分の二十九・五」に改める。

第十二条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「労働大臣が行つた最近の調査の結果に

を「労働大臣が行つた最近の調査の結果による当該地方団体における失業率の数値」に改める。

二条第一項に規定する失業率の数値

第十四条第三項の表基準税額等の算定の基礎の欄中

（1）宅地、田、畑、山林、原野、牧場及び塩
（2）当該市町村における土地の種類ごとの一坪
の土地台帳法（昭和二十二年法律第三十
当該市町村における土地の種類ごとの賃貸

田に係るもの
当たりの平均価格及びその地積
十五年法律第二百二十七号）による改正前
号）の規定による土地台帳に登録されていた
価格
を「当該市町村における土地の地目ごとの一坪
に改
め。

別表を次のように改める。

別表

地方自治体
の種別
一 経 費 の 種 類
測 定 単 位

単 位
費 用

円 銭

一 警察費

二 土木費

1 道路費

2 橋りよう費

3 河川費

4 港湾費

5 その他の土木費

三 教育費

1 小学校費

2 中学校費

3 高等学校費

4 その他の教育費

四 厚生労働費

1 生活保護費

2 社会福祉費

3 衛生費

4 労働費

五 産業経済費

1 農業行政費

警察職員数

道路の面積

道路の延長

橋りようの面積

木橋の延長

河川の延長

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

港湾（漁港を含む）

一人につき

八四五、〇〇〇

一平方メートルにつき

三五九〇

一メートルにつき

一九七〇〇

一平方メートルにつき

四七一〇〇

一メートルにつき

一一、二〇〇〇〇

一メートルにつき

四四八〇

一メートルにつき

二、三四〇〇〇

一メートルにつき

四、四〇〇〇〇

一人につき

三二一〇〇

一平方メートルにつき

一、四六二、〇〇〇

一メートルにつき

三五六〇〇

一人につき

三九〇、七〇〇〇

一校につき

九三、〇〇〇〇〇

一人につき

三七一、五〇〇〇〇

一校につき

九三、〇〇〇〇〇

一人につき

六六〇、六〇〇〇〇

一人につき

五、八三〇〇〇

一人につき

一二二〇〇

一人につき

一二〇、〇〇〇〇〇

一人につき

三八五〇〇

一人につき

一六四〇〇

一人につき

三八六〇〇

一人につき

四三四〇〇

一人につき

八一、〇〇〇〇〇

一人につき

三、九二〇〇〇

一町歩につき

五、二二〇〇〇

一戸につき

五、二二〇〇〇

一戸につき

五、二二〇〇〇

一戸につき

五、二二〇〇〇

一戸につき

五、二二〇〇〇

一戸につき

五、二二〇〇〇

一戸につき

五、二二〇〇〇

3	2	1	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8
高等学校費	中学校費	小学校費	教育費	その他の土木費	都市計画費	港湾費	橋りよう費	道路費	土木費	消防費	特定償還費	災害復旧費	その他の諸費	恩給費	徴税費	その他の行政費
生徒数	学校数	学校数	児童数	人口	土地整理事業の施行地区の面積	港湾（漁港を含む）の延長	橋りようの面積	道路の延長	道路の面積	人口	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	災害復旧事業費の財源に充てられた地方債の元利償還金	面積	道府県税の税額	恩給受給権者数	道府県税の税額
一人につき	一校につき	一校につき	一人につき	一人につき	一坪につき	メートルにつき	メートルにつき	メートルにつき	平方メートルにつき	一人につき	千円につき	千円につき	平方メートルにつき	千円につき	一人につき	千円につき
五、六八〇〇〇	六四七、三〇〇〇	六三三、〇〇〇	一、八三〇〇〇	一一三、五〇〇	一一、一九〇	二、二五〇〇〇	七、八四〇〇〇	一、五八〇〇〇	一、五八〇〇〇	五、三九〇〇〇	二、五〇〇〇〇	九、五〇〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	四、七〇〇〇〇	五、三〇〇〇〇	一、二二〇〇〇

市町村	4	3	2	1	5	6	7	8	9
市町村	生活保護費	社会福祉費	保健衛生費	清掃費	労働費	産業経済費	農林業行政費	商工行政費	その他の行政費
市町村人口	人口	人口	人口	人口	失業者数	農業者数	農業者数	農業者数	農業者数
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
三、一〇〇〇〇	三、一〇〇〇〇	三、一〇〇〇〇	三、一〇〇〇〇	三、一〇〇〇〇	三、一〇〇〇〇	三、一〇〇〇〇	三、一〇〇〇〇	三、一〇〇〇〇	三、一〇〇〇〇

附則
この法律は、公布の日から起算して、昭和四十年
度分の地方交付税から適用する。

理由
地方財政の現況にかんがみ地方交付税の率を引
き下げるとともに、地方交付税の総額の増加に伴
い単位費用を改定し、測定単位の数値の算定基礎
等の一部を改める必要がある。これが、その法律

案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の

一部を次のように改正する。

第十一条の四第一項「中法人税法（昭和二十二年
法律第二十八号）第七條の二第二項」を「法人税法

(昭和四十年法律第 号) 第二条第十号に改める。

第十一条の五第一号中「第七条の三」を「第十一条」に改め、同条第二号中「所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)」を「旧所得税法(昭和二十二年法律第二十七号。以下「所得税法」という。))」に、「第三十条」を「第三十二条」に改める。

第十五条の三第一項中、「第七十二条の二十七第一項」を削る。

第二十條の四の二第六項に次のただし書を加える。

ただし、政令で定める地方税については、この限りでない。

第二十三條第一項第四号中「第十条、第十条の三及び第十四条」を「第六十八條(同法第四十四條)において準用する場合を含む。」、第七十條及び第一百條に改める。

第二十四條第一項第四号中「第七項」を「第六項」に改め、同条第四項中「第五條第一項の法人」を「第二條第六号の公益法人等」に改め、同条第五項中「法人税法第一條第二項において法人とみなされるもの」を「収益事業を行なうもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。))」に改め、同条第七項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第二十四條の三第一項中「第二條第二項に規定する信託」を「第八十四條第一項に規定する適格退職年金契約に係る信託」に改める。

第二十四條の五第一項第三号中「二十万円」を「二十万円」に改める。

第二十五條第一項第二号中「水産業協同組合共済会」を削る。

第三十四條第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約(保険金、郵便年金又は共済金の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とするものに限る。)のために保険料又は掛金(以下本号において「生命保険料」という。)を支払った所得割の納税

第一類第二号 地方行政委員会議録第十一号

義務者 その支払った生命保険料の金額(その年中において当該契約に基づく剰余金の分配若しくは割りもどし金の割りもどしを受け、又は当該契約に基づき分配を受ける剰余金若しくは割りもどしを受けける割りもどし金をもつて生命保険料の払込みに充てた場合において、当該剰余金又は割りもどし金の額を控除した残額とし、その金額が一萬五千元をこえる場合においては、一萬五千元とその他をこえる金額(その金額が一萬五千元をこえるときは、一萬五千元)の二分の一の金額との合計額とする。)

イ 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)又は外国保険事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)の規定による免許を受けた生命保険会社又は外国保険事業者の締結した生命保険契約(保険期間が五年に満たない生命保険契約で政令で定めるもの及び当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した生命保険契約を除く。)

ロ 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第二条の二に規定する簡易生命保険契約又は郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)第二条の二に規定する郵便年金契約

ハ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合の締結した生命共済に係る契約その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約

第三十七條の三第三項中「第三條」の下に「第八條の二」を加え、「同法」を削る。

第五十一條第一項中「百分の五・四」を「百分の五・五」に、「百分の六・五」を「百分の六・六」に改める。

第五十二條第三項中「第四條の法人及び同法第五條第一項の法人」を「第二條第五号の公共法人及

び同条第六号の公益法人等」に、「第四條の法人等」を「第二條第五号の公共法人等」に、「第七項」を「第六項」に改め、同条第四項中「第二十二條の二第一項」を「第二百二條第一項」に、「第二十二條の四第一項」を「第四百四條第一項」に改める。

第五十三條第一項中「第十八條第一項、第十九條第一項、第二十條第一項又は第二十一條第一項」を「第七十一條第一項(同法第七十二條第一項の規定が適用される場合及び同法第四百四十五條においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下本節において同じ。)、第七十四條第一項(同法第四百四十五條において準用する場合を含む。以下本節において同じ。)、第八十八條又は第八十九條」に、「均等割額」を「同法第七十一條第一項又は第七十四條第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額」に、「第十九條第一項本文を、第七十一條第一項又は第八十八條」に、「第十九條第一項の」を「第七十一條第一項の」に改め、「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「第二十二條の二第一項、第二十二條の三第一項、第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」を「第二百二條第一項、第二百三條第一項、第二百四條第一項又は第二百六條第一項」に、「第二十二條の二第一項又は第二百六條第一項」を「第二百二條の二第一項又は第二百六條第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前三項を削り、同条第三項とし、同条第五項中「第十八條第一項、第十九條第一項又は第二十一條第一項」を「第七十一條第一項、第七十四條第一項又は第二百二條第一項、第二百三條第一項、第二百四條第一項又は第二百六條第一項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第九條第五項」を「第五十七條」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十六條の四」を「第八十一條」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四條の法人等」を「第二條第五号の公共法人等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十一條第一項又は第二十二條の四第一項」を「第七十四條第一項

又は第二百四條第一項」に、「第八項」を「第七項」に、「第十九條第一項、第二十條第一項、第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項」を「第七十一條第一項、第二百二條第一項若しくは第二百三條第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項まで及び第七項」を「第三項まで及び第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第十條の三第一項の外国税控除限度額」を「第七十條第一項の控除限度額」に、「第十二條の二第一項」を「第二百二條第一項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とする。

第五十四條第一項中「第十九條第一項但書又は同法第二十條第一項の規定による法人税に係る申告書」を「第七十一條第一項の規定による法人税に係る申告書(同法第七十二條第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。))又は同法第八十八條の規定による法人税に係る申告書」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第五十五條第四項中「第八項」を「第七項」に改める。

第五十六條第二項中「第七項」を「第六項」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第五十七條第二項中「第十九條第一項の規定によつて」を「第七十一條第一項の規定による」に改め、「第二項」の下に「及び第三項」を、「を除く。))」の下に「又は同法第八十八條の規定による法人税に係る申告書」を加える。

第六十二條第一項中「第十九條第一項但書又は同法第二十條第一項の規定による法人税に係る申告書」を「第七十一條第一項の規定による法人税に係る申告書(同法第七十二條第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。))又は同法第八十八條の規定による法人税に係る申告書」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第六十四條第一項中「第七項」を「第六項」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第七十二條の三第一項中「第二條第二項に規定

する信託」を「第八十四条第一項に規定する資格退職年金契約に係る信託」に改める。

第七十二条の四第一項第五号を次のように改める。

五 外国法人で法人税法別表第一第二号に規定する法人に該当するもの

第七十二条の五第一項第四号中「水産業協同組合共済会」を削り、同項第八号を次のように改める。

八 外国法人で法人税法別表第二第二号に規定する法人に該当するもの

第七十二条の十三第二項中「第七條第二項」を「第十三條第二項又は第三項」に、「申告し」を「届け出」に改め、同条第三項中「第七條第二項」を「第十三條第二項」に、「申告」を「届出」に、「年の中途において新たに設立した人格のない社団等にあつては、その新たに設立した日の属する年に限り、その新たに設立した日」を「同項第一号に掲げる収益事業を開始した日又は同項第二号に掲げる収益事業から生ずる所得を有することとなつた日の属する年については、これらの日」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 法人税法第四百四十一條各号のうちいずれかの号に掲げる外国法人に該当する外国法人が事業年度の中途において当該各号のうち他のいずれかの号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合（同条第二号及び第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当していた外国法人がこれらのうちいずれか一にのみ該当することとなつた場合を含む）においては、本節の適用については、その事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

第七十二条の十四第二項中「左に掲げる」を「次の各号に掲げる清算所得の区分に応じ、当該各号に掲げる」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 法人の解散による清算所得 その残余財産

の価額からその解散の時ににおける資本の金額又は出資金額、法人税法第二條第十七号に規定する資本積立金額及び同条第十八号に規定する利益積立金額の合計額（以下本節において「資本金額等」という。）を控除した金額

二 法人の合併による清算所得 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 被合併法人（合併により消滅した法人をいう。）以下本節において同じ。）の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社、合資会社若しくは合資会社若しくは有限会社の社員その他法人の出資者をいう。）がその合併により合併法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。）以下本節において同じ。）から交付を受ける合併法人の株式又は出資の価額の総額並びに当該交付を受ける金銭及びこれらの資産以外の資産の価額の総額の合計額

ロ 被合併法人のその合併の時ににおける資本金額等

第七十二条の十八第一項及び第三項中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

第七十二条の二十二第四項第八号中「水産加工業協同組合連合会」の下に、「水産業協同組合共済会」を加え、同条第五項中「第七十二条の二十七第一項」を削る。

第七十二条の二十三中「第七十二条の二十七第一項」を削る。

第七十二条の二十五第一項中「又は第七十二条の二十七」を削り、同条第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

第七十二条の二十六第一項中「事業年度の期間」を「事業年度（新たに設立された内国法人のうち合併により設立されたもの以外のもの設立後最初の事業年度又は法人税法第四百四十一條第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日の属する事業年度を除く。）に、「新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつた法人でその設立後又はその外国法人となつた後最初の事業年度が六月をこえるものを除く。）のうち」を「は」に、「七月」を「六月」に、「税額があるものは当該税額を「税額」に改め、同条第七項中「前六項」を「前七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を削り、同条第五項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 法人税法第七十一條第一項ただし書の規定により法人税の中間申告書を提出することを要しない法人は、第一項の規定による申告納付をすることを要しない。ただし、収入金額に対する事業税を申告納付すべき法人については、この限りでない。

第七十二条の二十六第四項中「第一項に規定する法人」の下に「（第七項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「（前事業年度開始の日を除く。）」を削り、「開始の日から六月」の下に「を通過した日の前日日まで」を加え、「七月」を「六月」に改め、同項第二号中「六月」の下に「を通過した日の前日日まで」を加え、「当該期間」を「当該事業年度開始の日から六月の期間」に改め、同項の次に次の一項を加える。

8 合併により設立された法人の事業年度の期間が六月をこえる場合におけるその設立後最初の事業年度につき第一項本文の規定を適用するときは、その申告納付すべき事業税は、同項の規定にかかわらず、各被合併法人の確定事業税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額とする。

第七十二条の二十七を次のように改める。

第七十二条の二十七 削除

第七十二条の二十八第一項中「又は前条」及び「若しくは前条」を削り、「第七十二条の二十六第四項」を「同条第五項」に改め、同項ただし書を次のように改め、同項第一号及び第二号を削る。

ただし、法人が第七十二条の二十六に規定する申告書を提出した場合において、本項の規定

により申告納付すべき期限までに第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出があつたとき、又は第七十二条の三十九第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正があつたときは、当該法人が本項の規定による申告書に記載した事業税額から控除すべき事業税額は、当該第七十二条の二十六に規定する申告書に記載した事業税額、当該修正申告により増加した事業税額及び当該更正に係る第七十二条の四十四第一項の不足税額の合計額とする。

第七十二条の二十八第四項中「又は前条」を削る。

第七十二条の二十九第一項中「事業年度が終了した場合（清算中の法人が合併により消滅し、第七十二条の三十三第六項の規定により事業年度が終了したものとなされる場合を含む。）を「事業年度（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）が終了した場合」に改める。

第七十二条の三十一第一項中「資本金額等」の下に「（既に残余財産の一部を分配している場合には、その分配をした残余財産の価額に相当する金額を控除した金額）」を加える。

第七十二条の三十三第一項中「第七十二条の二十七」を「第七十二条の二十八」に改める。

第七十二条の三十四中「第三項（第七十二条の二十七第一項後段において準用する場合を含む。）」を「第四項」に改める。

第七十二条の三十八第一項中「第七十二条の二十七第一項」を削る。

第七十二条の三十九第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十二条の四十第一項第二号中「第四項」を「第五項」に、第十八条又は第二十一条から第二十二條の五まで」を「第七十四條（同法第四百四十五條において準用する場合を含む。）」第百二條から第百四條まで又は第百六條」に改める。

たし、法人が第七十二条の二十六に規定する申告書を提出した場合において、本項の規定

により申告納付すべき期限までに第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出があつたとき、又は第七十二条の三十九第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正があつたときは、当該法人が本項の規定による申告書に記載した事業税額から控除すべき事業税額は、当該第七十二条の二十六に規定する申告書に記載した事業税額、当該修正申告により増加した事業税額及び当該更正に係る第七十二条の四十四第一項の不足税額の合計額とする。

第七十二条の二十八第四項中「又は前条」を削る。

第七十二条の二十九第一項中「事業年度が終了した場合（清算中の法人が合併により消滅し、第七十二条の三十三第六項の規定により事業年度が終了したものとなされる場合を含む。）を「事業年度（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）が終了した場合」に改める。

第七十二条の三十一第一項中「資本金額等」の下に「（既に残余財産の一部を分配している場合には、その分配をした残余財産の価額に相当する金額を控除した金額）」を加える。

第七十二条の三十三第一項中「第七十二条の二十七」を「第七十二条の二十八」に改める。

第七十二条の三十四中「第三項（第七十二条の二十七第一項後段において準用する場合を含む。）」を「第四項」に改める。

第七十二条の三十八第一項中「第七十二条の二十七第一項」を削る。

第七十二条の三十九第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十二条の四十第一項第二号中「第四項」を「第五項」に、第十八条又は第二十一条から第二十二條の五まで」を「第七十四條（同法第四百四十五條において準用する場合を含む。）」第百二條から第百四條まで又は第百六條」に改める。

たし、法人が第七十二条の二十六に規定する申告書を提出した場合において、本項の規定

第七十二条の四十一第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十二条の四十三第二項中「株式」を「その法人の株式の数に」、「資本」を「発行済株式の総数」に改め、同条第三項中「第七條の二第一項」を「第二條第十條」に改め、「同族会社」の下に「又は前項の法人」を加え、「第一項」を「前二項」に改める。

第七十二条の四十四第二項中「第七十二条の二十七第一項」を削る。

第七十二条の四十八第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「昭和十四年法律第四十一號」及び「昭和二十四年法律第八十四號」を削り、同条第五項中「第七十二条の二十七第一項」を削る。

第七十二条の五十五第一項中「一月以内の下に」を「(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、四月以内)」を加える。

第七十三条の四第一項第八号中「(昭和二十二年法律第三十二號)」を削る。

第七十三条の七第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 日本住宅公団がその譲渡した不動産を当該不動産に係る譲渡契約の解除又は買戻しの特約により取得する場合における当該不動産の取得

第七十三条の二十四第一項中「当該土地の面積がその」を「当該数値が当該土地の」に、「二百平方メートル」を「二百」に改める。

第七十三条の二十七の三第一項中「取得した場合において」を「取得(第七十三条の二第二項本文の規定が適用されるものを除く)をした場合において」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項(見出しを含む)中「事業協同組合等の」を「事業協同組合等又は計画組合の」に、「事業協同組合等が、同号」を「事業協同組合等又は同条第五号の計画組合が、同条第四号又は第五号」に、「三年」を「五年」に、「当該事業協同組合等による」を「当該

事業協同組合等又は計画組合による」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に改める。

第七十三条の二十八の次に次の一条を加える。
(日本住宅公団が譲渡する土地又は住宅に係る不動産取得税の課税の特例)

第七十三条の二十八の二 日本住宅公団が、その譲渡する住宅の用に供する土地で当該住宅の譲渡とあわせて譲渡するものを取得した場合において、当該土地の上に新築した当該住宅が第七十三条の二第二項の規定により日本住宅公団が不動産取得税の納税義務を負うこととなるものであるときは、当該土地の取得については、当該納税義務を負うこととなつた日にその取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。この場合においては、第七十三条の四第一項第九号の規定は、適用がないものとする。

2 道府県は、前項の規定の適用を受ける土地及び同項に規定する第七十三条の二第二項の規定により日本住宅公団が不動産取得税の納税義務を負うこととなる住宅について、日本住宅公団から最初に譲渡が行なわれた場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

第七十五条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 ボーリング場

第七十八条第一項第一号中「第六号」を「第七号」に改める。

第四百七十七条第一項第一号中「一万五千元」を「二万二千五百円」に、「三万円」を「四万五千元」に、「三万六千元」を「五万四千元」に、「六万円」を「九万円」に、「二万二千元」を「二万八千元」に、「一万四千元」を「二万一千円」に、「一万六千元」を「二万四千元」に改め、同項第三号中「三万円」を「四万五千元」に改める。

第四百四十九条中「五月」を「四月」に改める。

第五百五十条第三項中「その異動があつた月までは」を「その異動があつた期(第一項の賦課期日

後九月三十日までの期間又は十月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下本条において同じ。までは」に、「その異動があつた月の翌月からは」を「その異動があつた期の翌期からは」に、「月割をもつて」を「期割をもつて」に改め、同条に次の一項を加える。

4 一の期の間にその主たる定置場が所在する一の道府県内で自動車所有主の変更があつた場合においては、当該所有者の変更があつた期の末日に当該所有者の変更があつたものとみなして(当該所有者の変更があつた日後当該期の末日までの間に当該自動車の主たる定置場が当該一の道府県から他の道府県に変更されたときは、当該主たる定置場が変更された日に当該所有者の変更があつたものとみなして)、第一項及び第二項の規定を適用する。ただし、これらの所有者のいずれかが本項以外の法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されない場合は、この限りでない。

第五百五十一條第二項中「自動車税」の下に「普通徴収の方法によつて」を加え、同条に次の五項を加える。

3 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七條若しくは第十三條の規定による登録の申請があつた自動車(前条第四項本文の規定が適用されるものを除く)又は同法第六十八條の規定による自動車検査証の書換えの申請があつた自動車について前条第一項の規定により課する自動車税の徴収については、次の各号に掲げる期間内に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる自動車税の額に限り、証紙徴収の方法によらなければならない。

一 自動車税の賦課期日後八月三十一日までの間に納税義務が発生した場合 賦課すべき自動車税の額から当該自動車税を課される自動車

車が賦課期日において存在したものとした場合において賦課すべき自動車税の額を二で除

して得た額を控除した額

二 九月一日から翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合 賦課すべき自動車税の額

4 道府県は、前項の規定によつて自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収しようとする場合においては、納税者が道路運送車両法第七條若しくは第十三條の規定による登録の申請又は同法第六十八條の規定による自動車検査証の書換えの申請をした際に、当該道府県が発行する証紙をもつてその税金を払い込まなければならない。この場合においては、道府県は、次条の規定に基づく条例により納税者が道路運送車両法第七條若しくは第十三條の規定による登録の申請又は同法第六十八條の規定による自動車検査証の書換えの申請をした際に提出すべき申告書又は報告書に証紙を貼らせ、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、証紙に代えることができる。

5 道府県は、納税者が証紙を貼つた場合においては、証紙を貼つた紙面と証紙の色彩とに於いて当該道府県の印で判明にこれを消さなければならない。

6 第四項の証紙の取扱いに関しては、当該道府県の条例で定めなければならない。

7 第四項の申告書又は報告書の提出がなかつたことにより、第三項の規定によつて自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合においては、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

第五百五十二條中「当該道府県の条例の定めるところによつて」を「道路運送車両法第七條若しくは第十三條の規定による登録の申請又は同法第六十八條の規定による自動車検査証の書換えの申請をした際その他当該道府県の条例の定める場合においては、条例の定めるところによつて」に、「同条例で定める事項を」を「必要な事項を文書をもつて」に改める。

第六十三条の見出し中「納期限後」を「納期限後等」に改め、同条第二項中「納期限まで」の下に「又は第五百一十一條第四項の規定によつて税金を払い込むべき日」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五百一十一條第七項の規定により普通徴収の方法によつて自動車税を徴収する場合においては、道府県の徴税吏員は、前項の規定にかかわらず、当該税額に、当該自動車税に係る納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額百円について一日四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

第七十八條中「河床に存する砂礫を目的とする鉱業権の鉱区にあつては、その河床の延長」を削り、「鉱業権者」の下に「（鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九號）第二十條の規定により試験権が存続するものとみなされる期間において試験することが出来る者を含む）」を加える。

第八十條第一項第二号中「河床でないもの」を「延長千メートルごとに 年額 二百七十円を面積百アールごとに 年額 九十円を面積百アールごとに 年額 九十円」に改め、同条第三項中「又は千メートル未満」及び「又は千メートル」を削る。

第二百九十二條第一項第四号中「第十條、第十條の三及び第十四條」を「第六十八條（同法第四十四條）について準用する場合を含む」、第七十條及び第九十條に改める。

第二百九十四條第一項第四号中「第七項」を「第六項」に改め、同条第四号中「第五條第一項の法人」を「第二條第六号の公益法人等」に改め、同条第五項中「法人税法第一條第二項において法人とみなされるもの」を「収益事業を行なうもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したもの

を含む）」に改め、同条第六項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第二百九十四條の三第一項中「第二條第二項に規定する信託」を「第八十四條第一項に規定する適格退職年金契約に係る信託」に改める。

第二百九十五條第一項第三号中「二十万円」を「二十一万円」に改める。

第二百九十六條第一項第二号中「水産業協同組合共済会」を削る。

第三百一十二條第四項中「第四條の法人及び同法人及び同条第六号の公益法人等」に、「第四條の法人等」を「第二條第五号の公共法人等」に、「第七項」を「第六項」に改め、同条第五項中「第二十二條の二第一項」を「第二百二條第一項」に、「第二十二條の四第一項」を「第四百四條第一項」に改める。

第三百一十四條の二第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約（保険金、郵便年金又は共済金の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とするものに限る。）のために保険料又は掛金（以下本号において「生命保険料」という。）を支払つた所得割の納税義務者。その支払つた生命保険料の金額（その年中において当該契約に基づく剰余金の分配若しくは割り戻し金の割り戻しを受け、又は当該契約に基づき分配を受ける剰余金若しくは割り戻し金を受ける場合）を、その金をもつて生命保険料の払込みを充てた場合においては、当該剰余金又は割り戻し金の金額を控除した残額とし、その金額が一萬五千元をこえる場合においては、一萬五千元とそれとをこえる金額（その金額が一萬五千元をこえるときは、一萬五千元）の二分の一の金額と合計額とする。

イ 保険業法又は外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた生命保険会社又は外国保険事業者の締結した生命保険契約（保険期間が五年に満たない生命保険契約で政令で定めるもの及び当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した生命保険契約を除く。）

ロ 簡易生命保険法第二條の二に規定する簡易生命保険契約又は郵便年金法第二條の二に規定する郵便年金契約

ハ 農業協同組合法第十條第一項第八号の事業を行なう農業協同組合の締結した生命共済に係る契約その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約

第三百一十四條の六第一項中「百分の八・一」を「百分の八・四」に、「百分の九・七」を「百分の十・一」に改める。

第三百一十四條の八第三項中「第三條」の下に「第八條の二」を加え、「同法」を削る。

第三百一十一條の八第一項中「第十八條第一項、第十九條第一項、第二十條第一項又は第二十一條第一項」を「第七十一條第一項（同法第七十二條第一項の規定が適用される場合及び同法第四百四十五條においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下本節において同じ。）、第七十四條第一項（同法第四百四十五條において準用する場合を含む。以下本節において同じ。）、第八十八條又は第八十九條」に、「均等割額」を「同法第七十一條第一項又は第七十四條第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額」に、「第十九條第一項本文」を「第七十一條第一項又は第八十八條」に、「第十九條第一項の二」を「第七十一條第一項の二」に改め、「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「第二十二條の二第一項、第二十二條の三第一項、第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」を「第二百二條第一項、第二百二條第二項、第二百二條第三項、第二百二條第四項又は第二百二條第五項」に、「第二百二條の二第一項又は第二百二條の四第一項」を「第二百二條第一項又は第二百二條第二項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五

項中「第十八條第一項、第十九條第一項又は第二十一條第一項」を「第七十一條第一項又は第七十四條第一項」に、「第二十六條の四」を「第八十一條」に、「第一項、第二項及び前項」を「前三項」に、「第九條第五項」を「第五十七條」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十六條の四」を「第八十一條」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四條の法人等」を「第二條第五号の公共法人等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十一條第一項又は第二十二條の四第一項」を「第七十四條第一項又は第二百二條第一項」に、「第十九條第一項、第二十條第一項、第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項」を「第七十一條第一項、第二百二條第一項、第二百二條第二項、第二百二條第三項、第二百二條第四項又は第二百二條第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項まで及び第七項」を「第三項まで及び第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第十條の三第一項の外国税控除限度額」を「第七十條第一項の控除限度額」に、「第十項」を「第九項」に、「第二十二條の二第一項」を「第二百二條第一項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とする。

第三百二十一條の九第一項中「第十九條第一項但書又は同法第二十條第一項の規定による法人税に係る申告書」を「第七十一條第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二條第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第八十八條の規定による法人税に係る申告書」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第三百二十一條の十一第四項中「第八項」を「第七項」に改める。

第三百二十一條の十二第二項中「第七項」を「第六項」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第三百二十一條の十三第二項中「第十九條第一項の規定によつて」を「第七十一條第一項の規定による」に改め、「第二項」の下に「及び第三項」を、「を除く。」の下に「又は同法第八十八條の規定による法人税に係る申告書」を加える。

項中「第十八條第一項、第十九條第一項又は第二十一條第一項」を「第七十一條第一項又は第七十四條第一項」に、「第二十六條の四」を「第八十一條」に、「第一項、第二項及び前項」を「前三項」に、「第九條第五項」を「第五十七條」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十六條の四」を「第八十一條」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四條の法人等」を「第二條第五号の公共法人等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十一條第一項又は第二十二條の四第一項」を「第七十四條第一項又は第二百二條第一項」に、「第十九條第一項、第二十條第一項、第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項」を「第七十一條第一項、第二百二條第一項、第二百二條第二項、第二百二條第三項、第二百二條第四項又は第二百二條第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項まで及び第七項」を「第三項まで及び第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第十條の三第一項の外国税控除限度額」を「第七十條第一項の控除限度額」に、「第十項」を「第九項」に、「第二十二條の二第一項」を「第二百二條第一項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とする。

第三百二十一條の九第一項中「第十九條第一項但書又は同法第二十條第一項の規定による法人税に係る申告書」を「第七十一條第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二條第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第八十八條の規定による法人税に係る申告書」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第三百二十一條の十一第四項中「第八項」を「第七項」に改める。

第三百二十一條の十二第二項中「第七項」を「第六項」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第三百二十一條の十三第二項中「第十九條第一項の規定によつて」を「第七十一條第一項の規定による」に改め、「第二項」の下に「及び第三項」を、「を除く。」の下に「又は同法第八十八條の規定による法人税に係る申告書」を加える。

項中「第十八條第一項、第十九條第一項又は第二十一條第一項」を「第七十一條第一項又は第七十四條第一項」に、「第二十六條の四」を「第八十一條」に、「第一項、第二項及び前項」を「前三項」に、「第九條第五項」を「第五十七條」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十六條の四」を「第八十一條」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四條の法人等」を「第二條第五号の公共法人等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十一條第一項又は第二十二條の四第一項」を「第七十四條第一項又は第二百二條第一項」に、「第十九條第一項、第二十條第一項、第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項」を「第七十一條第一項、第二百二條第一項、第二百二條第二項、第二百二條第三項、第二百二條第四項又は第二百二條第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項まで及び第七項」を「第三項まで及び第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第十條の三第一項の外国税控除限度額」を「第七十條第一項の控除限度額」に、「第十項」を「第九項」に、「第二十二條の二第一項」を「第二百二條第一項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とする。

第三百二十一條の九第一項中「第十九條第一項但書又は同法第二十條第一項の規定による法人税に係る申告書」を「第七十一條第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二條第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第八十八條の規定による法人税に係る申告書」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第三百二十一條の十一第四項中「第八項」を「第七項」に改める。

第三百二十一條の十二第二項中「第七項」を「第六項」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第三百二十一條の十三第二項中「第十九條第一項の規定によつて」を「第七十一條第一項の規定による」に改め、「第二項」の下に「及び第三項」を、「を除く。」の下に「又は同法第八十八條の規定による法人税に係る申告書」を加える。

項中「第十八條第一項、第十九條第一項又は第二十一條第一項」を「第七十一條第一項又は第七十四條第一項」に、「第二十六條の四」を「第八十一條」に、「第一項、第二項及び前項」を「前三項」に、「第九條第五項」を「第五十七條」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十六條の四」を「第八十一條」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四條の法人等」を「第二條第五号の公共法人等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十一條第一項又は第二十二條の四第一項」を「第七十四條第一項又は第二百二條第一項」に、「第十九條第一項、第二十條第一項、第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項」を「第七十一條第一項、第二百二條第一項、第二百二條第二項、第二百二條第三項、第二百二條第四項又は第二百二條第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項まで及び第七項」を「第三項まで及び第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第十條の三第一項の外国税控除限度額」を「第七十條第一項の控除限度額」に、「第十項」を「第九項」に、「第二十二條の二第一項」を「第二百二條第一項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とする。

第三百二十一條の九第一項中「第十九條第一項但書又は同法第二十條第一項の規定による法人税に係る申告書」を「第七十一條第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二條第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第八十八條の規定による法人税に係る申告書」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第三百二十四条第一項中「第十九条第一項但書又は同法第二十条第一項の規定による法人税に係る申告書」を「第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第八十八条の規定による法人税に係る申告書」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第三百二十七条第一項中「第七項」を「第六項」に、「第四項」を「第三項」に改める。
第三百四十三条を「第三項」に改める。
第七 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十三条の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下本項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第四十二条第二項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下本項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団（以下本項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第二十三条の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなし、都道府県等が同条の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の方に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国又は都道府県が行なう同項第二号の事業により造成された埋立地等を使用する者で政令で定めるものを除く。）をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなし、これらの埋立地等が隣接する土地の所在する市町村をもつてこれらの埋もつて立地等が所在する市町村とみなして固定資産税を課することができ。

第三百四十八条第二項第六号の五の次に次の一号を加える。
六の六 租税特別措置法第十一条第一項の表の第三号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第五号に掲げる法人が、工業用水法（昭和三十一年法律第四十六号）第二条第一項に規定する井戸で同法第三条第一項に規定する指定地域内に存するものうち政令で定めるものに代えて工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第三項に規定する工業用水道又は水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第一項に規定する水道を事業の用に供するため新設した機械その他の設備で自治省令で定めるもの。
第三十四 漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会が所有し、かつ、政令で定める漁船用燃料の貯蔵施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの。
第三百四十八条第四項中「水産業協同組合」の下に「漁業災害補償法（昭和三十一年法律第五十八号）」を、「国民健康保険団体連合会」の下に「私立学校教職員共済組合」を加え、「水産業協同組合共済会」を削る。
第三百四十九条の三第二項中「（以下本項中「構築物」といふ、営業路線の軌間若しくは軌道の中心間隔を拡張し、又は営業路線の線路を増設するため敷設した地方鉄道又は軌道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物を含み、第十四項の規定の適用を受けるものを除く。）に改め、同条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「受ける機械設備等」の下に「租税特別措置法第四十三条第一項の規定の適用を受ける同項の表の第四号に掲げる機械その他の設備又は同法第十二条第一項若しくは第四十四条第一項の規定の適用を受ける機械及び設備」を、「除く。」の下に「（以下本項において「機械設備等」といふ。）を加え、同条

第十五項中「第十一条第一項第二号の」を「第十一条第一項の表の第二号に掲げる」に、「第四十三条第一項第二号若しくは第六号の」を「同法第四十三条第一項の表の第二号若しくは第七号に掲げる」に改め、同条に次の一項を加える。
18 地方鉄道又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が、国又は都道府県、市町村その他の政令で定める団体が都市計画法第二条の規定により決定された都市計画区域内において施行する道路その他の公共施設その他これに準ずる施設に係る事業で政令で定めるものにより必要を生じた線路の地下移設又は高架移設を行なうために敷設した線路設備、電路設備その他の他の政令で定める構築物（第二項又は第十四項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して

課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該構築物の価額の三分の一の額とし、その後の五年度分の固定資産税については、当該構築物の価額の三分の二の額とする。
第三百四十九条の四第一項中「同表の下欄に掲げる金額を課税標準として」を「同表の下欄に掲げる金額（人口三万人以上の市町村にあつては、当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額）を課税標準として」に改め、同項の表を次のように改める。

市町村の区分		金	額
人口五千人未満の町村	三億円	人口六千人未満の場合にあつては三億三千万円、人口六千人以上の場合にあつては三億三千万円に人口五千人から計算して人口千人を増すごとに三千万円を加算した額	
	十億円	人口一万人以上三万人未満の場合にあつては四億八千万円、人口一万人以上三万人未満の場合にあつては四億八千万円に人口一万人から計算して人口二千人を増すごとに三千万円を加算した額	
人口三万人以上五万人未満の市町村	十億円	人口三万五千人未満の場合にあつては八億円、人口三万五千人以上の場合にあつては八億円に人口三万人から計算して人口五千人を増すごとに五千万円を加算した額	
人口五万人以上の市町村	十億円	から第四項までにおいて「大規模の償却資産に係る課税標準」といふ、前項の表の下欄に掲げる金額を「当該市町村の大規模の償却資産に係る課税標準」に改め、同条第三項中「新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）第二	

第一類第二号 地方行政委員会議録第十一号

条第一項の新市町村で前年度の地方交付税の額の算定について同法附則第六項の規定の適用を受けたものを「應置分合又は境界変更後存続する市町村で前年度の地方交付税の額の算定について他の法律の規定により当該應置分合又は境界変更前の市町村が前年度の四月一日においてなお従前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定されたもの」に改める。

第三百四十九条の五第二項中「同条第一項の表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る課税定額」に、「同項」を「同条第一項」に、「百分の百八十」を「百分の百九十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に、「百分の百四十」を「百分の百五十」に改め、同条第三項中「百分の百八十」を「百分の百九十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に、「百分の百四十」を「百分の百五十」に、「同条第一項の表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る課税定額」に改め、同条第四項中「前条第一項の表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る課税定額」に改める。
第四百四十二条第一号中「昭和二十六年法律第百八十五号」を削る。
第四百四十四条第一項第二号中「三千円」を「四千五百円」に改める。
第四百八十九条第一項第九号の二を次のように改める。

九の二 ベリリウム銅母合金地金、タンタル地金（タンタル粉末を含む）、高純度シリコン、チタン地金（スポンジチタンを含む）、ジルコニウム地金（スポンジジルコニウムを含む）及び希土類金属地金（イットリウム及びスカンジウムを含むものを含む。）

第四百八十九条第一項第二十二号の二中「スチレン」の下に「プロピレンオキサライド」を加え、同項中第二十六号を削り、第二十五号の二を第二十八号とし、第二十五号を第二十七号とし、第二十四号の二を第二十六号とし、第二十四号の

次に次の一号を加える。

二十五 三ふつ化塩化エチレン樹脂及び四ふつ化エチレン樹脂

第四百八十九条第二項第一号中「プロピレンオキサライド、プロピレングリコール及びアルキルフェノール」を削り、同項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、同項に次の三号を加える。

五 金属マンガ及び二酸化マンガ（電解法によるものに限る。）

六 溶接フラックス（溶融法又は焼結法によるものに限る。）

七 クロプロレン

第四百八十九条第三項を次のように改める。
3 電気事業者若しくは自家発電者が発電のために直接使用する電気若しくはガス又はガス事業者がガス製造のために直接使用する電気若しくはガスに対しては、電気ガス税は課することができない。

第四百八十九条第十二項を第十三項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「漁業協同組合等」を「漁業協同組合等が設置する冷蔵倉庫でもつばら水産物の冷蔵又は凍結の用に供するもの及び漁業協同組合等以外の法人又は個人」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「並びにこれらの法人」を「（以下本項及び次項において「漁業協同組合等」という。）並びに漁業協同組合等」に、「漁業協同組合等」を「漁業協同組合等以外の法人又は個人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人が稚蚕の飼育又は蚕種の催育のための共同利用施設において直接稚蚕の共同飼育又は蚕種の共同催育の用に使用する電気に対しては、電気ガス税は課することができない。

第四百九十条の二第一項中「料金が三百円以下」を「料金が、電気にあつては四百円以下、ガスに

あつては五百円以下」に改める。

第五百二十二条中「同条例」を「当該市町村の条例」に改める。

第七百条の四十九第一項中「二級国道及び二級国道並びに」を「一般国道及び」に改める。
第七百三十四条第三項中「百分の八・一」を「百分の八・四」に、「百分の九・七」を「百分の十・一」に、「百分の十三・五」を「百分の十三・九」に、「百分の十六・二」を「百分の十六・七」に、「第十項」を「第九項」に、「第十條の三第一項の外国税控除限度額」を「第七十條第一項の控除限度額」に改める。
附則第八項中「第二十六條の四」を「第八十一條」に、「第五十三條第五項」を「第五十三條第四項」に、「第三百二十一條の八第五項」を「第三百二十一條の八第四項」に、「第九條第五項」を「第五十七條」に改める。

附則第三十五項中「第三百四十九條の三第十項」の下に「又は第十七項」を加え、「同項に定める率」を「これらの規定に定める率」に改める。
附則第四十六項から第五十一項までを次のように改める。
（砂鉄を目的とする鉱業権の鉱区で河床に存するものに対する鉱区の特例）

46 鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）第一條第二項の規定により鉱業法による採掘権となつたものとみなされた砂鉄を目的とする鉱業権の鉱区で河床に存するものに対する第七十八條及び第八十條の規定の適用については、第七十八條中「面積」とあるのは「河床の延長」と、第八十條第一項第二号中「面積百メートルごとに」年額 九十円とあるのは「延長千メートルごとに」年額 二百七十円と、同條第三項中「百メートル」とあるのは「千メートル」とする。

47 昭和四十一年度分等の個人の道府県民税に關する特例
（昭和四十一年度分から昭和四十三年度までの三年度分の個人の道府県民税に限り、第三十二條第二項の規定の適用については、同項中「第十

七條」とあるのは、「第十七條及び租税特別措置法第八條の三」とする。
（昭和四十一年の所得に係る個人の事業税に關する特例）

48 昭和四十年の中途において事業を廃止した個人に對し、同年一月一日から事業の廃止の日までの当該個人の事業の所得を課税標準として個人の事業税を課する場合における第二章第二節の規定の適用については、第七十二條の十七第一項中「所得税法第九條第一項第三号及び第四号」とあるのは「所得税法（昭和四十年法律第 号）第二十六條及び第二十七條」と、第七十二條の十八第二項中「年の中途で死亡した者については、死亡當時」とあるのは「年の中途において当該事業を行なう個人が当該事業を廃止した場合に、その廃止の時。ただし、その時に當該親族が死亡した場合に、その死亡の時」と、「所得税法第十一條の二第二項」とあるのは「所得税法（昭和四十年法律第 号）第五十七條第一項及び第二項」とする。
（昭和四十一年度分等の個人の市町村民税に關する特例）

49 昭和四十一年度分から昭和四十三年度までの三年度分の個人の市町村民税に限り、第三百十三條第二項の規定の適用については、同項中「第十七條」とあるのは、「第十七條及び租税特別措置法第八條の三」とする。

50 昭和四十一年度分の個人の市町村民税に關し、第三百十七條の二第五項の規定の適用については、同項中「所得税法第六十二條第一項」とあるのは、「所得税法（昭和四十年法律第 号）第二百二十六條第一項又は第二項」とする。

51 昭和四十一年度分の個人の市町村民税に關し、第三百十七條の六第一項の規定の適用については、同項中「所得税法第三十八條」とあるのは、「所得税法（昭和四十年法律第 号）第八十三條」とする。

附則に次の二項を加える。

昭和四十年年度分の個人の市町村民税に限り、第三百二十一条の四第一項及び第六項の規定の適用については、これらの規定中「所得税法第三十八条」とあるのは、「所得税法(昭和四十年法律第 号)第百八十三条」とする。

(昭和四十一年度分の固定資産税に関する特例)
昭和四十一年度分の固定資産税に限り、第三百四十一条第四号、第三百九十四条及び第四百十四条の規定の適用については、これらの規定中「所得税法」とあるのは、「所得税法(昭和四十年法律第 号)」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九条第一項及び第二項の改正規定は昭和四十年六月一日から、第四百九十九条の改正規定は昭和四十一年四月一日から施行する。

(道府県民税に関する規定の適用)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税(清算所得に対する法人税額を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下同じ。)から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する規定の適用)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日の属する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の市町村民税(清算所得に対する法人の市町村民税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の市町村民税及び残余財産の一部分により納付すべき法人の市町村民税を含む。以下同じ。)から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十年年度分の固定資産税に限り、第三百四十一条第四号、第三百九十四条及び第四百十四条の規定の適用については、これらの規定中「所得税法」とあるのは、「所得税法(昭和四十年法律第 号)」とする。

(道府県民税に関する規定の適用)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、昭和四十年年度分の道府県民税に限り、第三百四十一条第四号、第三百九十四条及び第四百十四条の規定の適用については、これらの規定中「所得税法」とあるのは、「所得税法(昭和四十年法律第 号)」とする。

二十八号第十九条又は第二十号の規定に係る部分に限る。の規定による申告納付の期限が同日以前であるときは、当該法人がこれらの規定により申告納付した、又は申告納付すべきであつた法人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 法人の施行日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該法人の当該事業年度分の法人の道府県民税に係る新法第五十三条第一項(法人税法(昭和四十年法律第 号)第七十一条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書(同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを除く。))に係る部分に限る。の規定による申告納付の期限が同日以後であるときは、当該法人の道府県民税に対する新法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「百分の五・五」とあるのは「百分の五・四」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の六・五」とする。

4 新法第二十四条の五第一項、第三十四条第一項及び第三十七条の三第三項の規定は、昭和四十年年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日の属する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。)から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の十三第五項の規定は、施行日以後に同条に該当する事実が生じた場合につ

いて適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに申告期限の到来した旧法第七十二条の二十六第一項及び第六項並びに第七十二条の二十七の規定による申告書に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法第七十二条の十八第一項及び第三項の規定は、昭和四十年年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十九年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

5 新法第七十二条の五十五第一項の規定は、昭和四十年三月一日以後に事業を廃止した個人に係る個人の事業税から適用し、同日前に事業を廃止した個人に係る個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

第四条 新法第七十三条の二十八の二第一項の規定は、新法第七十三条の二第二項の規定により施行日以後において日本住宅公団が不動産取得税の納税義務を負うこととなるその譲渡する住宅の譲渡とあわせて譲渡する土地の取得について適用する。

2 新法第七十三条の二十八の二第二項の規定は、新法第七十三条の二第二項の規定により施行日以後において日本住宅公団が不動産取得税の納税義務を負うこととなるその譲渡する住宅及び当該住宅の譲渡とあわせて譲渡する土地の取得について適用する。

(市町村民税に関する規定の適用)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日の属する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の市町村民税(清算所得に対する法人の市町村民税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の市町村民税及び残余財産の一部分により納付すべき法人の市町村民税を含む。以下同じ。)から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度

分の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 法人の施行日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該法人の当該事業年度分の法人の市町村民税に係る旧法第三百二十一条の八第一項及び第三項(法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第十九条又は第二十号の規定に係る部分に限る。))の規定による申告納付の期限が同日以前であるときは、当該法人がこれらの規定により申告納付した、又は申告納付すべきであつた法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該法人の当該事業年度分の法人の市町村民税に係る旧法第三百二十一条の八第一項及び第三項(法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第十九条又は第二十号の規定に係る部分に限る。))の規定による申告納付の期限が同日以前であるときは、当該法人がこれらの規定により申告納付した、又は申告納付すべきであつた法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 法人の施行日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該法人の当該事業年度分の法人の市町村民税に係る新法第三百二十一条の八第一項(法人税法(昭和四十年法律第 号)第七十一条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書(同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを除く。))に係る部分に限る。の規定による申告納付の期限が同日以後であるときは、当該法人の市町村民税に対する新法第三十四条の六第一項の規定の適用については、同項中「百分の八・四」とあるのは「百分の八・一」と、「百分の十・一」とあるのは「百分の九・七」とする。

4 新法第二百九十五条第一項、第三百四十四条の二第一項及び第三百四十四条の八第三項の規定は、昭和四十年年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

6 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十年年度分の固定資産税に限り、第三百四十一条第四号、第三百九十四条及び第四百十四条の規定の適用については、これらの規定中「所得税法」とあるのは、「所得税法(昭和四十年法律第 号)」とする。

5 新法第七十二条の五十五第一項の規定は、昭和四十年三月一日以後に事業を廃止した個人に係る個人の事業税から適用し、同日前に事業を廃止した個人に係る個人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法第七十二条の五十五第一項の規定は、昭和四十年三月一日以後に事業を廃止した個人に係る個人の事業税から適用し、同日前に事業を廃止した個人に係る個人の事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の五十五第一項の規定は、昭和四十年三月一日以後に事業を廃止した個人に係る個人の事業税から適用し、同日前に事業を廃止した個人に係る個人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の五十五第一項の規定は、昭和四十年三月一日以後に事業を廃止した個人に係る個人の事業税から適用し、同日前に事業を廃止した個人に係る個人の事業税については、なお従前の例による。

1 新法第七十二条の五十五第一項の規定は、昭和四十年三月一日以後に事業を廃止した個人に係る個人の事業税から適用し、同日前に事業を廃止した個人に係る個人の事業税については、なお従前の例による。

1 新法第七十二条の五十五第一項の規定は、昭和四十年三月一日以後に事業を廃止した個人に係る個人の事業税から適用し、同日前に事業を廃止した個人に係る個人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十三条第七項の規定は、昭和四十一年度分の固定資産税から適用し、昭和四十年年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十八条第二項第六号の六の規定は、昭和三十九年四月一日以後において新設された同号に規定する機械その他の設備について、昭和四十年年度分の固定資産税から適用する。

4 新法第三百四十九条の三第二項の規定中営業路線の軌道の中心間隔を拡張するために敷設した同項に規定する構築物に関する部分は、昭和三十九年一月二日以後において敷設された当該構築物について、昭和四十年年度分の固定資産税から適用する。

5 新法第三百四十九条の三第四項の規定は、昭和三十九年一月二日以後において新設された租税特別措置法第四十三条第一項の規定の適用を受ける同項の表の第四号に掲げる機械その他の設備（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）による改正前の租税特別措置法第四十三条第一項第三号の規定の適用を受ける機械その他の設備を含む。）又は同法第十二条第一項若しくは第四十四条第一項の規定の適用を受ける機械及び設備（地方税法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十九号）附則第十三条の規定によりなおその効力を有するものとされている同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第四項の規定の適用を受ける機械設備等を除く。）について、昭和四十年年度分の固定資産税から適用する。

6 新法第三百四十九条の三第十八項の規定は、昭和三十九年一月二日以後において敷設された同項に規定する構築物について、昭和四十年年度分の固定資産税から適用する。

7 新法第三百四十九条の五の規定は、施行日前において建設された一の工場又は発電所若しくは変電所（以下「一の工場」という。）（一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認め

られるものを含む。以下同じ。）の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合には、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和四十年年度までの年度の数が五をこえないもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）の昭和四十年年度分以後の固定資産税についても適用する。

8 昭和三十九年一月一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和三十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき金額を算定する場合において旧法第三百四十九条の五の規定の適用を受けていたものについては、昭和四十年年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産をもつて新法第三百四十九条の五に規定する新設大規模償却資産とみなして同条の規定を適用する。この場合においては、旧法第三百四十九条の五の規定がなおその効力を有するものとした場合において当該償却資産に係る同条に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度又は第五適用年度に該当する年度は、それぞれ当該償却資産に係る新法第三百四十九条の五第一項に規定する第一適用年度又は同条第二項に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度若しくは第五適用年度とみなす。

（電気ガス税に関する規定の適用）
第七条 新法第四百八十九条第一項、第三項及び第六項から第八項までの規定は、昭和四十年六月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、同年五月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

（電気ガス税に関する規定の適用）
（政令への委任）
第十一条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

2 新法第四百九十条の二の規定は、昭和四十年四月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、同年三月三十一日まで（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

（都の特例に関する規定の適用）
第八条 新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日の属する事業年度分の法人の都民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税（清算所得に対する法人税額を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の都民税を含む。以下同じ。）から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の都民税及び同日の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

（旧法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱）
第九条 旧法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過規定）
第十条 施行日前にした法人の道府県民税、法人の市町村民税及び法人の事業税に係る行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされるこれらの税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十一条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第十二条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。
第十四条第三項の表基準税額等の算定の基礎の欄中「河床に存する砂鉄を目的とする鉱業権の鉱区にあつては、その河床の延長」を「地方税法附則第四十六項に規定する鉱区にあつては、当該鉱区に係る河床の延長」に改める。

第十三条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の規定は、昭和四十年年度分の地方交付税から適用する。

第十四条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「同表の下欄に掲げる金額を交付金算定標準額又は納付金算定標準額として」とを「同表の下欄に掲げる金額（人口三万人以上の市町村にあつては、当該大規模の償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の十分の二の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額をこえるときは、当該交付金算定標準額となるべき価格の十分の二の額、当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と当該大規模の償却資産を所有する公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合算額の十分の二の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額をこえるときは、当該合算額の十分の二の額）（以下本条、次条及び第十六条第二項において「大規模の償却資産に係る算定標準額」という。）を交付金算定標準額又は納付金算定標準額として」とに、「次の表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る算定標準額」に、「同表の下欄に掲げる金額以上」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る算定標準額以上」に改め、同項の表を次のように改める。

（地方交付税法の一部改正）

市町村の区分	金 額
人口五千人未満の町村	三億円
人口五千人以上一万人未満の町村	人口六千人未満の場合にあつては三億三千万円、人口六千人以上の場合にあつては三億三千万円に人口五千人から計算して人口千人を増すごとに三千万円を加算した額
人口一万人以上三万人未満の市町村	人口一万二千人未満の場合にあつては四億八千万円、人口一万二千人以上の場合にあつては四億八千万円に人口一万人から計算して人口二千人を増すごとに三千万円を加算した額
人口三万人以上五万人未満の市町村	人口三万五千人未満の場合にあつては八億円、人口三万五千人以上の場合にあつては八億円に人口三万人から計算して人口五千人を増すごとに五千万円を加算した額
人口五万人以上の市町村	十億円

第五條第二項中「百分の百三十」を「百分の百四十」に、「前項の表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る算定金額」に、「同項」を「前項」に改め、同條第四項中「同表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る算定金額」に改める。

第五條の二第二項中「前条第一項の表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る算定金額」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同條第二項中「前条第一項の表の下欄に掲げる金額」を「大規模の償却資産に係る算定金額」に改める。

第十六條第二項中「第五條第一項の表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る算定金額」に、「同項」を「第五條第一項」に改める。

第十五條 別段の定めがあるものを除き、前條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「新交納付金法」という。）第五條、第五條の二及び第十六條の規定は、昭和四十一年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金（以下「交付金及び納付金」という。）から適用し、昭和四十年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法第五條の二の規定は、昭和三十一年三月三十一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年度の翌翌年度から昭和四十一年度までの年度の数が五をこえないもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）の昭和四十一年度分以後の交付金及び納付金についても適用する。

3 昭和三十一年三月三十一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十一年度分の交付金又は納付金の交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定する場合において前條の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五條の二の規定の適用を受けていたものについては、昭和四十一年度から同條の規定がなおその効力を有するものとした場合において同條の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の交付金及び納付金に限り、当該償却資産をもつて新交納付金法第五條の二に規定する新設大規模償却資産とみなして同條の規定を適用する。この場合においては、附則第六條第八項後段の規定を準用する。

（所得に対する租税に関する二重課税の回避及

び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（一部改正）第十六條 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「百分の八・八」を「百分の八・七」に、「百分の十三・二」を「百分の十三・一」に改め、同條第二項中「百分の八・八」を「百分の八・七」に改める。

第六條第一項中「百分の五・四」を「百分の五・五」に、「百分の八・一」を「百分の八・四」に、「百分の十三・五」を「百分の十三・九」に改める。

（所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「百分の十三・二」を「百分の十三・一」に、「百分の八・八」を「百分の八・七」に改め、同條第二項中「百分の八・八」を「百分の八・七」に改める。

第六條第一項中「百分の五・四」を「百分の五・五」に、「百分の八・一」を「百分の八・四」に、「百分の十三・五」を「百分の十三・九」に改める。

三十一日以前に終了する事業年度において支払を受けるべき第五條第一項又は第二項に規定する所得について同條の規定の適用がある場合には、同條第一項中「百分の十三・一」とあるのは「百分の十三・二」と、同項及び同條第二項中「百分の八・七」とあるのは「百分の八・八」とする。

附則に次の一項を加える。

7 昭和四十一年一月一日以後に開始し同年三月三十一日以前に終了する事業年度において支払を受けるべき第五條第一項各号に掲げる所得に係る法人税額を課税標準として課する道府県民税、市町村民税及び都民税について第六條の規定の適用がある場合には、同條第一項中「百分の五・五」とあるのは「百分の五・四」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の八・一」と、「百分の十三・九」とあるのは「百分の十三・五」とする。

理由

地方税の負担の現状にかえりみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、道府県民税、事業税、市町村民税、固定資産税、電気ガス税等について改正を行なうほか、法人税の税率の引下げに伴う道府県民税及び市町村民税の法人税割の税率の調整を行なうとともに、自動車税及び軽自動車税の負担の合理化を図るため、これらの税率の引上げを行ない、その他地方税制の合理化を図るための所要の規定の整備を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類等所持取締法の（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第一類第二号 地方行政委員会議録第十一号 昭和四十一年三月二日

題名を次のように改める。

銃砲刀剣類所持等取締法

目次中「第三条を「第三条の二に、「火なわ式銃砲」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に、「第二十二條を「第二十一條の二に、「第三十六條を「第三十七條に改める。

第二条第一項中「銃砲」とは、の下に「けん銃、小銃、機関銃、砲、獵銃その他を加える。

第三条第一項中「次条を「第四条に改め、同条第三項中「前項」を「前二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第四条第一項第一号の規定により建設業の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者の監督の下に建設作業に従事する者（許可を受けた者があらかじめ住所（法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について同号の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地）を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限る。以下「建設作業に従事する者」という。）は、前項の規定にかかわらず、許可に係る銃砲を許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するために所持することができる。

第一章中第三条の次に次の一項を加える。

（けん銃等の輸入の禁止）

第三条の二 何人も、次の各号の一に該当する場合を除いては、けん銃、小銃、機関銃又は砲（以下「けん銃等」という。）を輸入してはならない。

- 一 国又は地方公共団体が前条第一項第一号又は第二号の所持に供するため必要なけん銃等を輸入する場合
- 二 国又は地方公共団体から前号のけん銃等の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃等を輸入する場合
- 三 次条第一項第二号又は第三号の規定によりけん銃等の所持の許可を受けた者が許可に係るけん銃等を輸入する場合

るけん銃等を輸入する場合

四 前号に規定する者から許可に係るけん銃等の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃等を輸入する場合

五 第六条第一項の規定によりけん銃等の所持の許可を受けた者が許可に係るけん銃等を輸入する場合

第四条第二項中「住所」の下に「又は法人の事業場の所在地」を加え、同条第五項中「住所」を「法人の事業場の所在地」に改める。

第七条第二項中「以下同じ。」の下に「又は法人の事業場の所在地」を加える。

第八条第二項中「住所」の下に「又は法人の事業場の所在地」を加える。

第十一条第一項及び第二項中「許可を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者」を「第四条又は第六条の規定による許可を受けた者」に改め、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項に掲げる」を「前二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 建設作業に従事する者が当該許可を受けた者の指示に基づかないで当該銃砲を所持した場合においては、都道府県公安委員会は、当該銃砲に係る許可を取り消すことができる。ただし、許可を受けた者が建設作業に従事する者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りでない。

第十二条中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に、「当該銃砲又は刀剣類を所持する者」を「当該処分に係る者」に改める。

「第三章 火なわ式銃砲又は刀剣類の登録」を「第三章 火なわ式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の登録」に改める。

第十四条第一項中「火なわ式銃砲」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

2 文化財保護委員会は、前項第一号又は第二号の規定により登録証の返納を受けた場合には、すみやかにその旨を登録証を返納した者の住所を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

第十七条第一項中「相続」を「相続により取得し」、「すみやかに」を「二十日以内に」、「しなかつた」を「した当該銃砲又は刀剣類の返還を受けた」に改める。

第十八条に次の二項を加える。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、借り受け、又はこれらの保管の委託を受ける者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしななければならない。

3 何人も、当該銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

第二十条中「第十六條」を「第十六條第一項」に改める。

第二十一条の二に次の一項を加える。

2 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、譲受人若しくは借受人が第三条第一項第一号、第二号、第六号若しくは第九号に該当することを確認した場合又は譲受人若しくは借受人が第七条第一項の許可証を提示した場合でなければ、当該銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。

第二十四条の二第八項及び第二十七条第三項中「第十一条第六項及び第七項」を「第十一条第七項及び第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二十八条第一項中「火なわ式銃砲」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に改める。

第二十九条中「二百円」を「五百円」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 第三條の二の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第三十一条の次に次の三條を加える。

第三十一条の二 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反してけん銃等又は獵銃を所持した者

二 偽りの方法によりけん銃等又は獵銃の所持について第四條又は第六條の規定による許可を受けた者

第三十一条の三 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反して銃砲（けん銃等及び獵銃を除く。次号において同じ。）又は刀剣類を所持した者

二 偽りの方法により銃砲又は刀剣類の所持について第四條又は第六條の規定による許可を受けた者

三 偽りの方法により第十四條の規定による登録を受けた者

第三十一条の四 第十條第一項又は第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十二条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「第十條第一項若しくは第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）又は」を削り、同項を同条第二号とし、同条に第一号として次の一項を加える。

一 第十七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十三条第一号を次のように改める。

一 第十八條第一項又は第二項の規定に違反した者

第三十五条第一号中「第十六條、第十八條」を

「第十六条第一項、第十八条第三項」に改め、同条第四号中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第三十六条中「第三十三条第一号」を「第三十二條第一号」に改める。

第三十七條中「第三十一条、第三十二条第二号」を「第三十一条から第三十一条の三まで、第三十二条第一号若しくは第三号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこの法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類等所持取締法（以下「旧法」という。）第四条の規定による許可を受けているものは、この法律の施行の日から三十日以内に、当該事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会にその所在地を届け出なければならぬ。

3 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後における住所の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七條第二項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係法令の一部改正)

6 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条に後段として次のように加える。

この場合において、第一号又は第四号の規定に該当する者が銃砲又は銃銃の製造をした者であるときは、五年以下の懲役若しくは三

十萬円以下の罰金に処し、又はこれを併料する。

7 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二号十二中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に、「火なわ式火器」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に改め、同表第四号（中）「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に改める。

8 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に改める。

9 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七十四條及び第九十七條第二項中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に改める。

10 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一百五條（見出しを含む。）中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に改める。

理 由

最近における銃砲刀剣類の不法所持及び使用の実情にかんがみ、新たにけん銃等の輸入について規制を加えるとともに、銃砲刀剣類の不法所持及び携帯に対する罰則並びに登録を受けた銃砲刀剣類の取扱に關する規制を強化するほか、建設業の用途に供するため必要な銃砲の所持に關する規制を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○吉武國務大臣 ただいま議題となりました石油ガス譲与税法案について、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

本法案は、地方税法の一部を改正する法律案

と同様、今次地方税制改正の一環をなすものとして立案されたものであります。その目的といたしましては、今国会に提案されております石油ガス税法による石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額を石油ガス譲与税として都道府県及び指定市に譲与することによりまして、これらの地方団体の道路財源を充実強化するところにあるとす。

御承知のとおり石油ガスをその燃料とする自動車は、昭和三十七年の後期ごろからタクシー用を中心にしまして急激に増加してまいつたのであります。自動車の燃料としての揮発油及び軽油に對しては、揮発油税及び地方道路税または軽油引取税が道路目的財源として課税されているにもかかわらず、同じ自動車用燃料としての石油ガスに對して課税が行なわれていないことは、負担の均衡を失する等の意見がつかはされていたのであります。

過般、政府の税制調査会におきましても慎重にこの問題を検討された結果、自動車用燃料としての石油ガスに對しては、道路に關する費用に充てなければならぬものとしたのであります。

この答申に基づき、さらにまた、昭和三十九年度を初年度として策定されました道路整備五カ年計画による道路整備事業費の増加状況等を勘案いたしまして、国税として創設されることとされております石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額を、石油ガス譲与税として都道府県及び指定市に對して譲与することといたしたいと考えたものであります。

これが今回石油ガス譲与税制度を設けようとする趣旨であります。

以下、この法律案の具体的内容を簡単に御説明申し上げます。

第一は、石油ガス譲与税の額であります。すでに御説明いたしましたように、石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額とし、これを都道府県及び六六市に譲与するものとしております。昭和四十年年度は初年度であり、昭和四十一年一月か

ら石油ガス税を課税することとされておりますので、譲与する額は、四億四千萬円程度となりますが、平年度におきましては三十五億四千萬円程度となる見込みであります。

第二は、譲与の基準であります。それぞれの都道府県及び六六市の区域内にある国道及び都道府県道の延長及び面積に案分して譲与するものとしたのであります。なお、この道路の延長及び面積につきましては、道路の種類、幅員による道路の種類等によつて、これらを補正することができるといたしてあります。

第三は、譲与時期であります。地方交付税の交付時期との調整をはかりまして、地方道路譲与税と同様、八月、十二月及び三月とし、それぞれ原則として各譲与時期の前四カ月間に収納した石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額を譲与することといたしてあります。

第四は、石油ガス譲与税の使途であります。すでに制度創設の趣旨で御説明いたしましたように石油ガス譲与税は、道路に關する費用に充てなければならぬものとしたのであります。

以上、石油ガス譲与税法案につき、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げたのであります。これらのほか石油ガス譲与税の會計につきましては、一般の歳入歳出と区分して経理する必要があり、別途関係法律の改正案が用意されております。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

地方交付税の算定につきましては、逐年その合理化をはかつてまいつたのであります。が、明年度におきましては、道路整備事業をはじめとする公共事業費の増大、生活保護その他の社会保障制度の拡充、給与改定の平年度化その他制度の改正等により地方団体の財政需要が増高いたしますので、地方財政の現況にかんがみ地方交付税の率を引き

上げ地方交付税の総額の増加をはかるとともに、これらの増高する経費に対応する財源を関係地方団体に付与する必要があるものであります。

以上がこの法律案の提出する理由であります。次に、この法律案の内容の要旨につきまして御説明申し上げます。

その一は、地方交付税の率を引き上げることあります。国税三税に対する地方交付税の率は、昭和三十七年度以降百分の二十八・九とされておりますが、地方団体の財政需要の増高その他明年度の地方財政の状況を勘案いたしまして、昭和四十年度からこれを〇・六〇引き上げて二十九・五％に改めることといたしたのであります。

その二は、地方交付税の総額の増加に伴い単位費用を改定し、基準財政需要額を増額することあります。

まず道府県及び市町村を通じて、(1)道路整備事業等の公共事業費の地方負担額の増加に伴い増加する経費を基準財政需要額に算入するため、道路費等の関係費目の単位費用を引き上げ、(2)生活保護基準の引き上げ等により増加する社会保障関係経費を基準財政需要額に算入するため、生活保護費等の関係費目の単位費用を引き上げるとともに、(3)給与改定の平年度化等により増加する給与関係経費その他制度改正により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用を引き上げることとしたのであります。

以上のほか市町村分につきましては、昭和三十九年度に引き続き清掃関係経費を充実するため、清掃費の単位費用を引き上げるとともに、市町村民税減税補てん債の漸減に伴う弱小市町村の行政水準の低下を防ぐため、基準財政需要額に包括的に算入している投資的経費を増額することとし、市町村分のその他の諸費のうち、人口を測定単位とするものの単位費用を引き上げることとしたのであります。

なお、労働費のうち、失業者数を測定単位とするものの数値の算定基礎は失業者数となっているものであります。これが基準財政需要額を一そう

合理的に算定するため、失業対策事業に就労した失業者数に改めることとしてあります。

その三は、基準税額等の算定の基礎に關するところであります。宅地、田、畑、山林、原野及び牧場以外の土地については、これまで貸賃価格を基礎として基準財政収入額を算定していたのであります。新固定資産評価基準の実施に伴い、宅地等の場合と同様に一坪当たりの平均価格及びその地積を基礎として算定することに改めています。

なお、今後測定単位の数値の補正方法を定めるのにあたりましては、まず都市的形態の度合いに応じて定められている標準補正係数については、従来に引き続きまして改正を行ない、弱小市町村にかかる経費の割りとしを緩和することによつて市町村間の格差をさらに縮小してまいるのであります。

また、隔遠地にあるために増高する財政需要を算入するための補正を充実することとするほか、道路費等の交通量に應ずる密度補正も強化したいと考えています。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案について、その提案の理由とその内容の概要を御説明申し上げます。

地方税につきましては、最近の数次にわたる改正により住民負担の軽減合理化をはかつてまいつたのであります。ことに本年度におきましては、市町村民税、電気ガス税等について大幅な税制の改正を行なつたのであります。このうち市町村民税所得割の負担の不均衡は正につきましては、明年度においても本年度に引き続き実施されることとなつていゝのであります。他方、明年度の地方財政の状況を見ますと、国庫予算の増加に伴う公共施設の充実、社会保障の拡充等のための負担の増加、地方公務員の給与改定に伴う給与費の増加等によりまして、予期される地方税及び地方交

付税の自然増改をもつてしても、これをまかなうのに十分でない現況にありまして、別途、地方交付税率の引き上げを提案いたしてゐるような次第であります。したがうして、明年度の地方税制の改正にあたりましては、ただいま述べましたような実情を考慮いたしまして、個人事業税の事業主控除額の引き上げ、電気ガス税の免税点の引き上げ等、主として中小所得者の負担の軽減をはかり、あわせて自動車税及び軽自動車税の負担の合理化をはかることを中心として、所要の改正を行なうこととしたのであります。

以下順を追つて、地方税制の改正の概要について御説明申し上げます。

第一は、道府県民税及び市町村民税についてであります。まず、個人の道府県民税及び市町村民税におきましては、障害者、未成年者、老年者または寡婦についての非課税の範囲を年所得二十二万円までに拡大いたすこととしてあります。

次に、法人の道府県民税及び市町村民税であります。明年度の法人税法の改正におきまして法人税の税率の引き下げを行なうこととされておりますが、これによりまして法人税割の減収を回避するため、道府県民税法人税割の標準税率を百分の五・五に、市町村民税法人税割の標準税率を百分の八・四にそれぞれ改定いたすことといたしました。

第二は、事業税についてであります。事業税におきましては、個人事業者の負担の軽減をはかるため、個人事業税の事業主控除額を二十四万円に引き上げました。

第三は、不動産取得税についてであります。不動産取得税におきましては、日本住宅公団の担保不動産の再取得について非課税とし、また、中小企業の集団化、近代化を行なう事業協同組合等に対する税の免除の規定の合理化をはかる改正を行なつてあります。

第四は、娯楽施設利用税についてであります。娯楽施設利用税におきましては、近時におけるボーリング場の急速な普及にかんがみまして、すで

に各道府県において課税をいたしておりますボーリング場を法定課税対象施設に加えることといたしております。

第五は、自動車税についてであります。近年、自動車台数の増加は著しく、これに伴つて、道路の新設改良等直接道路に關する経費のほか、交通取り締まり等自動車の増加に原因する行政経費が著しく増加していることなど、現行の自動車税率が定められた後における諸事情を勘案し、また、その反面、国民の生計費等に与える影響をも考慮し、営業用小型自動車、観光貸し切り用バス以外のバス、トラックを除きまして、その他の自動車につき今般自動車税率の税率を五〇％引き上げることといたしました。

なお、これと同じ趣旨により、四輪以上の乗用軽自動車につきまして、軽自動車税率の税率を同じように引き上げることといたしました。

また、自動車税の納税の手續につきまして、その簡素合理化をはかるため、自動車の新規登録等の際に証紙徴収の方法によつて納付する制度等を設けることといたしております。

第六は、固定資産税についてであります。固定資産税につきましては、地盤沈下の防止のために工業用水法の規定に基づき新設した工業用水道または水道への強制転換施設について、固定資産税を課さないものとする等、非課税規定について所要の合理化を行なうことといたしました。

次に、都市交通の緩和を促進するため、都市計画区域内において施行する道路その他の公共事業等により必要を生じた路線の地下移設または高架移設のために新たに敷設した構造物の課税標準について、取得後最初の五年度間は三分の一の額、その後の五年度間は三分の二の額とする特例を設け、また、新規営業路線について認められてゐる現行の課税標準の特例の適用範囲についても、軌道の中心間隔を拡張するために新たに敷設した構造物を加えることとして、負担の軽減を行なうことといたしております。

以上が、地方交付税法及び地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨、並びに地方税制の改正の概要であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

さらに大規模償却資産に対する市町村の課税限度額について、現行規定制定後十年間の市町村の財政事情の推移、経済発展の実態等を勘案して、道府県及び市町村間の税源配分を合理化するため市町村の人口段階の区分に応じて定められている課税定額を増額するとともに、課税定額を増額する場合の前年度の基準財政需要額に乘すべき財源保障率を百分の百四十に引き上げ、これに伴い新設大規模償却資産にかかる財源保障率について所要の改正を行なうこととしたしております。

第七は、電気ガス税についてであります。電気ガス税につきましては、零細負担の軽減合理化をはかるため、免税点を電気については月額四百円、ガスについては月額五百円に引き上げることとしたしました。

次に、産業用電気ガスにつきまして、新たに溶接フラックス等四品目の製造に直接使用する電気を非課税とし、現在非課税とされているプロピレングリコール等五品目の製造に直接使用する電気に課税することとする等、非課税規定の整理合理化をはかることと、発電のために直接使用するガス及びガス事業者がガス製造のために直接使用する電気についても非課税とすることとしたしました。

以上のほか、国税の所得税法及び法人税法の全文改正に伴う関係規定の整備その他税制の合理化のための規定の整備を行なっております。

以上、地方税制の改正につきまして概要を御説明申し上げましたが、これに伴う増減収額は、国税改正による影響分を含めまして、初年度であります昭和四十四年度におきましては、個人の住民税におきまして一億円の減、法人住民税におきまして三億円の増、個人の事業税におきまして十三億円の減、法人の事業税におきまして十二億円の増、自動車税及び軽自動車税におきまして九十四億円の増、固定資産税におきまして一億円の減、電気ガス税におきまして十四億円の減となっております。初年度におきましては総額八十億円の増となり、平年度におきましては五十億円の増となるのであります。

なほ、別添昭和三十三年年度の改正により昭和四十四年度に実質減税となるものとして、初年度住民税二百三十億円、固定資産税三十億円、合計二百六十億円、平年度総額二百八十億円がありますので、これを通算いたしますと、昭和四十四年度の実質的な住民負担はいたしまして、初年度百八十億円、平年度二百三十億円の減税が行なわれることとなるのであります。

以上が地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその大要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、最近におけるいわゆる暴力団その他の銃砲刀剣類の不法所持及び使用の実情にかんがみ、新たに拳銃等の輸入についての規制を設けるほか、許可または登録を受けた銃砲刀剣類の譲渡等の取り扱いに関する規制を強化し、また、銃砲刀剣類の不法所持及び不法携帯等に対する罰則を引き上げるとともに、あわせて、建設用びよう打ち銃等の所持に関する規制を実情に即するように合理化すること等をその内容とするものであります。

まず、拳銃等の輸入に関する規制について御説明いたします。

拳銃等は、犯罪に使用されるおそれが多いため、現行法においては法令に基づいて職務のために所持する等限られた場合を除き、所持を禁止されているのであります。もちろん、これを輸入することも所持の禁止の面から規制を受けているのであります。最近拳銃等の密輸入事犯が全体的に著しく増加の傾向にあり、しかも、そのほとんどが暴力団等に流れ込んでいる実情にあります。そこで、これらの密輸入事犯を防止するため、今回拳銃等については一部の場合を除き、輸入行為自体を禁止することとし、これに違反した者に対して

は重い刑罰をもって臨むこととしたのであります。

次に、許可を受けた銃砲刀剣類の譲渡等に関する規制の強化について御説明いたします。

暴力団等が犯罪に使用し、または不法に所持している銃砲等の中には、所持の許可を受けた者から譲り受けまたは借り受けたものが相当数ある実情でありますので、これを防止するため、銃砲等の所持の許可を受けている者に対して、銃砲刀剣類の製造または販売を業とする者と同様に、他人に譲り渡したまたは貸与する場合には、譲り受け人または借り受け人が適法に所持できる者であることを確認し、または許可証の提示を受けなければならぬこととしたのであります。

次に、登録を受けた銃砲刀剣類の譲渡等の取り扱いに関する規制の強化について御説明いたします。

現在、登録を受けた銃砲刀剣類は、その登録証とともに所持するたてまゝになっているのであります。ところが、実情は、法の不備もあって、登録証を伴わない譲り渡し、譲り受け等が行なわれているので、これを是正するための改正を行ない、あわせて登録証のみを譲り渡したまたは譲り受けることを禁止することとしたのであります。

なお、これに関連して、登録を受けた銃砲刀剣類の譲り受け、相続等についての届け出期間を二十日以内と明示して、届け出の履行を確保することとしたのであります。

次に、罰則の強化について御説明いたします。

銃砲刀剣類の不法所持に対する罰則は、現在、一率に規定されているのであります。拳銃等及び銃砲の不法所持は、その危険性から見て、他の銃砲刀剣類の不法所持と区別して重く処罰することとし、また、危害防止の観点から銃砲刀剣類の不法携帯、運搬等についても罰則を引き上げる等、最近における暴力団等による銃砲刀剣類の不法所持及び使用に対処することとしたのであります。

なお、この罰則の強化に伴い、拳銃等及び銃砲の製造違反に対しても同様の措置が必要でありますので、附則の規定により武器等製造法の罰則の一部を改正することとしたのであります。

拳銃等の輸入禁止に伴いその罰則を新たに設けることについては、前に述べたところであります。

次に、建設業の用途に供される銃砲の所持に関する規制を合理化すること等について御説明いたします。

建設用びよう打ち銃及び建設用鋼索発射銃は、比較的危険性が少なく、かつ、悪用されることもほとんどないので、所持の許可を受けた者の監督のもとに建設作業に従事する者が業務のため使用する場合には、所持の禁止から除外することとしたしました。また、文化財保護の観点から、火なわ式銃砲以外の古式銃砲も登録の対象とすることとし、その他許可証及び登録証の交付に関する手数料の最高限額を引き上げる等所要の改正をすることとしたのであります。

以上が、この法律案の提出理由及びその内容の概略であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○中馬委員長 以上で四案についての提案理由の説明は終わりました。

この際、地方税法の一部を改正する法律案及び銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案について、順次補足説明を聴取いたします。細郷政府委員。

○細郷政府委員 地方税法の一部を改正する法律案につきまして、お手元に要綱、法律案、それから新旧対照表等お配りをいたしてございますが、便宜上新旧対照表によって説明の補足をさせていただきます。

新旧対照表の一ページは、いずも国税改正の全文改正に伴うものでございます。

それから二ページの第十五条の三。これはやはりそれに関連をいたしますが、この中で十五条の三の下のはりの現行のところ、終わりが三行目

の「第七十二条の二十七第一項」というのが削除になっておりますが、この分は、法人税におきまして、今度新設法人の中間申告制度が廃止になりましたので、それに伴うものでございます。

それから三ページは、ずっとその関係でございます。

四ページの第二十四条も法人税の関係のものでございます。

五ページにいきまして、二十四条の五というのがまん中にございますが、これが先ほど提案理由にございましたように、障害者、未成年者、老年者、寡婦についての前年中の所得の限度額を引き上げるものでございます。

それから第二十五条は、水産業協同組合共済会を非課税範囲からはずす改正でございますが、これは水産業協同組合の事業内容が漁業災害補償法の制定によってそちらの別個の法人に移ることになりましたので、それに伴う削除、改定でございます。

それから第三十四条。これは所得割の課税標準額を計算いたします際の生命保険料控除の生命保険の範囲につきまして、所得税が改正になりましたのに合わせたものでございます。

それから七ページの終わりのほうの五十一条、法人税割の税率でございますが、道府県民税法人税割の法人税率を百分の五・五、制限税率を百分の六・六にそれぞれ改めるものであります。

それから八ページの第五十三条。これは法人の道府県民税の申告納付についての規定でございますが、これも従来法人税法の条文を引いておりましたので、ここにそれぞれ改定をいたすわけでございます。ただ内容的に若干変わっておりますことは、先ほど申し上げましたように、新設法人についての中間申告制度がなくなったということのための削除。それから中間申告をいたします場合にも、その法人税額が二万五千円以下でも法人につきましては、中間申告を要しないものとされたのでございます。それに伴いまして県民税の法人の申告納付も、そういう場合には要しない。したがって、あわせて均等割りも、その際に申告することをお願いしない。こういうたような改正が実質的な内容になっております。

それから一二ページの五十四条以下は、ずっと条文の整理でございます。

それから事業税に入りまして、事業税のことがずっとあがっておりますが、一七ページ、七十二條の十八。これは事業主控除の改正の規定でございます。

それから次の一八ページ、一九ページ、二〇ページ、二一ページ、ずっと条文の整理でございます。

二二ページで、七十二條の二十七を削除しておりますのは、先ほど申しました新設法人の中間申告納付制度が廃止になりましたので、事業税においても同様削除をいたしたものでございます。

それからずっと事業税につきましては条文の整理でございます。

三〇ページ、七十二條の五十五。個人の事業税につきまして、従来納税義務者が死亡いたしましたときも一カ月以内に申告をするようにいたしておりましたのを、所得税に合わせまして、四カ月には延ばしました。

それから不動産取得税でございますが、三一ページ七十三條の七。これは提案理由にありましたように、住宅公団が、その譲渡した不動産を担保にしている場合に、契約不履行のために担保物件を取り戻す場合の取得について非課税とするものでございます。

三二ページ、第七十三條の二十七の五。これは中小企業近代化資金助成法の事業協同組合について、従来二重課税防止の点で、最初の取得を免除いたしておりましたが、今回その取得の条件であります期間を三年から五年に延ばし、かつその主体となります組合に商業近代化計画の組合を新たに加えるという改正をいたしております。

それから七十三條の二十八の二は、日本住宅公団が長期分譲住宅をつくり出す場合に、その家ができましたときに課税をして、あとで本人に渡す

ときに非課税にするという課税時期の整理をいたしたものでございます。

七十五條は、娯楽施設利用税についてボーリングの規定をいたしました。

七十八條は、その適用税率といいますが、標準税率の区分についての条文の整理であります。

それから百四十七條は、自動車税の税率でございます。

それから百五十條、三五ページですが、自動車税の納税の手續きにつきまして、月割りを本則といたしますが、期税的な概念を取り入れたわけでありまして、

百五十一條は、証紙徴収の方法の改定をいたしてございます。並びに年の中途で自動車を取得したような場合につきましては、証紙徴収の方法にすることができるようにしたわけでありまして、

それから三八ページ、百七十八條及び百八十條は、鉦区税についてでありまして、砂鉦法の廃止に伴います整理をいたしております。

それから、その次が市町村民税であります。四〇ページの二百九十五條が寡婦等の免税点の範囲、それから四一ページの三百十四條の二の所得控除というところは、先ほど府県民税で申し上げた生命保険料の範囲、それから四二ページの三百十四條の六は法人税割の税率の範囲、それから四三ページの三百二十一條の八は、県民税で申し上げますと同じように法人の申告納付の改正点、以下ずっとその関係の改正規定でございます。

それから四九ページの三百四十三條は、固定資産税につきまして従来公有水面埋立て権者が埋め立てをした竣工前に使用することができるところが、その場合に課税をいたしておりました。ところが埋め立て権者以外の者にそれを貸す、たとえば工場等に貸す場合が起こってまいります。その場合均衡をとる意味でそういう工場等にも課税できるように改めるものでございます。

それから五〇ページの三百四十八條は、固定資産税の非課税の範囲であります。それぞれ要綱にあがっております地盤沈下の工業用水施設、あるいは漁協の燃料タンク、そういうものの非課税規定であります。

それから五一ページの三百四十九條の第三項は、私鉄の課税標準の特例中に中心間隔を拡張した場合を含めたものでございます。

それから五二ページの上のほうの十八項というところが、今回私鉄につきまして都市計画等による公共施設に関連して行なわれます地下移設、トンネルをつくったり、あるいは高架をつくったりするような場合の課税標準の特例でございます。

次の三百四十九條の四が大規模償却資産についての課税の定額の限度額を引き上げる。それから五四ページの第二項は、その財源保障率を引き上げるということでございます。

それから五五ページの三百四十九條の五は、新設についてそれに準じた扱いをいたしたものでございます。

それから五六ページの四百四十二條は軽自動車税の規定であります。これは条文の整理で、次の四百四十四條で税率の改定を行っております。

それから五七ページの四百八十九條は、電気ガス税の非課税品目の範囲の整理規定でございます。

それから五八ページの上のほうで第三項が電気あるいはガス製造に直接使用する電気またはガスの非課税、それから六項が農協等の行ないます共同利用施設における稚蚕の共同飼育、蚕種の共同飼育の電気ガスの非課税、それから七項が漁協等の持つております製氷施設の付置されない冷蔵倉庫についての非課税、それぞれ改正をいたしております。

六〇ページの四百九十條の二は、電気ガス税の免税点の引き上げ。

六〇ページの最後の七百三十四條、これは都におきまして道府県民税と市町村民税の法人税割の特例規定でございます。両方の標準税率を合わせたものを書いてあるものでございます。

それから附則に入りまして、六三ページの上の四十七項は租税特別措置法によります配当の源泉選択の規定適用を排除いたすものでございます。次の四十八項は、個人の事業税で四十年に事業を廃止した場合にこの所得税法が動くように整理をいたしましたものでございます。以下条文の整理でございます。

以上簡単でございますが、御説明を終わります。

○中馬委員長 なお、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案の補足説明については都合により後刻にいたします。

○中馬委員長 次に、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に關する法律案を議題といたし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

安井吉典君。

○安井委員 ただいま水道料金の問題が非常に重大な課題として、中央はもとより直接地方の重大な問題として浮かんできているわけであり、予算委員会の段階でも、私も、大臣にもお尋ねしたことがございまして、きのうは阪上君、さらにまた多くの諸君から取り上げられたほど、非常に大きな政治の課題にいまなっているわけですね。社会党の私も、地方公営企業についての今日まで政府がやってこられた政策そのものに、根本的な転換を求めなくてはならないという立場から、現在地方公営企業法の改正の問題について作業中で、近くその改正法案を議員提出の形で国会に提出し、審議を願うことに準備を進めているわけでありまして。

ですから、きょうはもし時間があればそういう基本的な問題についても触れたいと思うのですが、大臣が十二時までという御予定だそうでございますので、それまでの間、当面自治体は昭和四十年年度の予算編成の段階にあり、すでにその議を開いているところもたくさんあります。そういう

中で、この水道料金の問題について扱いかねているというのが実態であります。すでに東京都の六四％という大幅値上げ、さらにまた他には七割引き上げというところもあるようです。全国で七十から八十くらいは市町村が値上げという重大な課題にぶつかって、住民とトラブルを起している、こういうふうな段階であります。ですからただいまの場合はその問題に集中してもらう少し大臣から伺っておきたいと思うのです。

新聞によりますと、昨日自治省は、物価安定のための総合施策についてという通達を都道府県知事あてはお出しになっており、同時に大臣の談話も発表されているわけでありまして、先ほど理事會でお願いをした資料をいまここで拝見をいたしてみますと、この内容は一体何を言おうとしているのか、どうも、ふろの中へをひつたという言い方があるように思いますが、自治大臣はこれら一体何を自治体にお求めになられているのですか。

○吉武国務大臣 昨日次官名をもちまして通達を出したのでございますが、これをよくごらんいただきますと、私どもの意のあるところが御了解できるかと思うのであります。

御承知のように政府といたしましては一月の二十二日に「物価安定のための総合施策」というものを立てまして、何とかして物価があまり上がらないようにという苦心をしておるところでございます。ところが方々でいろいろな値上げ値上げというやうな声が出ておられるので、それぞれやむを得ないところから値上げを考えられておることと存じます。けれども、しかし政府は、一生懸命で物価値上げを抑える努力をしておるときでありますから、地方公共団体におかれましては、政府の意のあるところをひとつ了承をさせていただいて、そしてひとつできるだけの御協力をいただきたいというのが一つでございます。それから、昨年通達を出しましたように、ストップをするという考えは持っておりません。そのことは、問題

を将来に残し、かえって非常な困難を伴うことになりまうので、そこで、この経営悪化の傾向にある地方公営企業については、地方公営企業制度調査会の中間答申というものをございまして、これはもう先生方御承知のところでございます。この趣旨をよく心得てひとつやっていただくようにというところでございまして、そのことは、内容的には申し出ておりませんけれども、料金改定をやる場合は適正な料金の改定にすること、と同時に合理化をまあ考へてほしいということがうたわれ

ておるわけでございます。同時にまた、政府のすべき処置についても答申は示されておるのでありますから、このことにつきましては、私どもも引き続き努力中でございまして、したがって、この値上げをされるようなときには、合理化をまあ考へて、特に慎重な態度で検討してほしい。ストップが解除されたからといって、何もかもどんどん値上げするということも安易な気持ちでやっておられるとは思いませんけれども、しかし、とかくそうなりがちでありますから、値上げにつきましてはひとつ慎重な態度でもってこれに臨んで、そして合理化すべき点があれば合理化することもあるわけであって、そうしてできるだけ国民の負担というものは重くならぬように留意をしてほしいというところにこの通達の真意がございまして、また私がそれをあらためて談話として発表しているところでございます。これは自治体におかれましては、相当御考慮になつておることとは思いますが、しかし、なお念を入れてまして、その値上げに対しては慎重な態度で臨んでほしいということを重ねて通達した次第でございます。

○安井委員 きょう経済企画庁、厚生省並びに大蔵省からもおいでを願っておるわけでありまして、この通達について、関係各官庁はこれによいとお考えなのか、もちろんきつちりした相談の上でなされたものだと思いますけれども、御見解をひとつ伺っておきたいと思つております。

○平井説明員 こういった趣旨の問題につきま

ては、もとより、かねがね御相談を受けておられて、その限りにおいては私どももこういつた考へ方には根本的には賛成でございます。ただ、具体的に、この通達を出すということにつきまして、個々の御相談というものは——基本的な考え方については、考へ方は一致しておると思ひます。

○高島政府委員 本件につきましては、自治大臣から企画庁長官に對しましてお話がございまして、趣旨はいま自治大臣からお話のあったとおりでございます。こまかい字句の打ち合わせ等をして、たしたわけではございませんが、経営の合理化とあわせて特に慎重な検討を加えて処理するのは、現在の物価政策の基本問題に沿つておると思ひます。

○館林(宣)政府委員 私どものほうに關係のございまして上下水道等の料金に關しまして、この通達の本旨は従来とも自治省と打ち合わせ済みであり、この方針でも私も進んでおります。ただ、この通達そのものは御連絡がなかったわけでございますが、基本方針は同じでございます。

○安井委員 二月十日付で自治省財政局長の通達が出ていて、「昭和四十年年度地方公営企業の経営健全化のための措置について」という件名であります。この中には、「地方公営企業制度調査会の中間答申の趣旨にかんがみ、少くとも昭和四十年年度における収益的収支の均衡を確保することを目途として料金の適正化、経営の合理化、負担区分の明確化を十分にはかられたいこと。」というふうな表現が行なわれているわけでありまして、これとの關係はどうですか。

○柴田政府委員 私の名前で出ております通達は、地方公営企業調査会の中間答申の線に沿つて昭和四十年年度の処理に当たるといふ意味でございます。その通達と次官名の通達とは、特別、一つの流れが直接的にはあるわけではございませんけれども、この通達は、その基本線に立ちながら、なおかつ現下の情勢にかんがみて、料金の決定については慎重に扱つてもらいたい。こういうことを

お願いした趣旨でございます。それはきのう発表されました自治大臣の談話にも、その趣旨は明瞭になっておると考えております。

○安井委員 いままでの御答弁を総合いたしますと、一応中間答申にあるような昭和四十年年度における収支バランスという原則の上に立つて、この料金の適正化について慎重な検討をしてくれという一つのおもしを乗せたものだといふふうに私は理解をするわけです。いまの御答弁からいって、そうだと思うわけでありませう。

そこで、中間答申には一応抑制するなというふうに書いてありますね。抑制ということに強い反発が、あの中間答申の文書の中にはありますが、それとの関係はどうですか。

○古武国務大臣 ただいま財政局長からも御答弁申し上げましたように、私どもは料金の改定は正というものをやるという趣旨ではございませう、これは公営企業制度調査会の答申にもございませうこととございませう、また私どもは、この企業体の健全化というものに進んでいくのであります。ところが、とかくこういふことをやりますと、便乗ということではございませうけれども、一つのムードになって、どんどんやすきについて上げるということがもしあるとすると、これはたいへんだということ、どこまでも慎重にひとつ取り扱って、少しでも国民の負担というものを軽くするようという配慮のもとに、重ねて通牒を出したわけでございます。

○安井委員 私は、いままでの政府のお仕事の進め方からいって、どうも何か支離滅裂で前後撞着するよう、そういうふうな措置に思われるわけです。ただ、最後の一番新しいものとして出てきたのが、この物価安定のための総合対策についての協力、こういう形ですから、それはそれなりに私は理解したいと思ふのであります。この通達についてさつき大臣から御説明がありました。が、政府がやるべきことはやるといふようなこと、もっているのだしといふような御説明がありましたが、私はこの通達とこの談話を讀んでみまし

たけれども、ふしぎなことに、政府はやるべきことはやりますといふことは一つも書いてないわけですよ。地方にこりやいなさい、合理化をやいなさい、それから慎重な検討で料金の是正をなささいと書いてありますが、政府はいろいろ努力いたしておられますといふことは書いてないようですね。どうでしょう、大臣。

○古武国務大臣 政府のやることは政府の内部の問題でございますし、私どもも目下努力中でございます。いませうから、この中には入れておりませんが、先生方御承知のように、地方公営企業制度調査会というものは三つの観点からたわわておるわけでありませう。その一つは、料金をストップするといふ行き方はよくない。だからやはり適正な改定というものはやらなければいけないのだ、こういう点が一つであります。それからもう一つの点は、しかしそれは同時に企業体の合理化という問題もあわせてやらなければいけない、ただ赤字があつたからそれを料金ですぐ解決するという態度ではいけないので、いわゆる経営の合理化というものをあわせてやらなければいけないといふことが第二にうたわわておるわけでありませう。それから第三は、政府に対して、政府はこの赤字の原因というふうなものの中には、料金ストップをしたことも一つであるけれども、やはり新しい設備投資その他の点について長期で低利の資金を融資すべきであるという点がうたわわておるわけでありませう。ですから、これは私共はごもつともだと思ふのです。今日急激な投資をいたしますために、政府の資金を相当見てはおりますけれども、しかしながら、全部が全部見られせんために、民間の公募資金を使っているわけですね。そうすると、これが七年の短期で、しかも利子は八分というふうなために、これが借りかえ、借りかえとなりませう、これが大きい一つの原因になる。これは私共もつともだと思ふのです。ですから、この点は私は改めなければいかぬと思ふのです。ただ一挙に全部が全部政府資金に乗りかわる

というわけにいきません。それで私は予算編成期のときからも、これは大蔵省ともしばしば折衝いたしまして、この四十年年度の資金については、水道はいままでは公募のほうの割合が多かつた、政府資金のほうが少ないたけれども、それはいかぬ、政府資金も思い切つて多くしなければいかぬ、ということ、四十年年度は政府資金のほうを多くしたわけでありませう。それから年限の延長も、御承知のように政府資金は二十五年でございませう。公庫の資金は十八年でございませう、これもこれではいかぬ、水道は何といつたつて長い期間耐用年数があるのだから、やはり政府資金も水道に關する限りは少なくとも長くしたらどうだといふことで、これは目下折衝中ではございませう、大蔵大臣もや考えを、なるほどだといふ気持ちでいまおるところであります。まだ決定はいたしませんけれども、私はぜひこの問題は取り組んでやるつもりでございませうから、政府の点はほつたらかしにして、何にもしないといふことではございませう、私どもは鋭意努力しておるところでございます。

○安井委員 その政府がこれからおやりにならうといふことについて、私はもう少しあとでお聞きしたいと思ふのですが、その前にお尋ねしたいのは、昨年はこれよりもつと強い通達をお出しになつたわけですね。料金抑制ですよ。はつきり一年間料金ストップですよ。そういうようなきびしい通達をお出しになりましたが、しかし実際は上げたとこもあるし、上げないところもあった。ところが上げたところに対して、政府はどうしたのですか。それから政府の一年間ストップの方針に協力して料金を上げなかつたところに対して、政府は一体どうしたのですか。これは信賞必罰とかいうことがありますが、そういうことはこの場合適當ではないかもしれませうけれども、協力したところは何にもしないで、しないところにももちろん何にもしないで、そんなことをしておいてこの段階でこういうなまぬい通達をお出しになつたつて、こんなものきき目がありませんか。

すか。去年協力したところだけが赤字をよけい出して損しただけではないですか。そうでしょう。去年あれだけ強い通達で、自治体のほうは上げたところもあつたでしよう。それをみんな苦勞して押えて赤字をふやした。それに対して何にもしてない。その上にさらにまたこういうふうな通達をお出しになる。私どもは料金を上げると言っているのじゃありません。上げないような措置をとるべきだといふ立場で私は申し上げているのですけれども、何にもおやりにならないような形の中で、こういう態度は私はおかしいと思ふのです。あとで対策についてはお伺いたしますけれども、こういう基本問題が私は残つていふと思ふのです。大臣、どうでしょう。

○古武国務大臣 昨年抑制の通牒が厚生省からも出されておることは御承知のとおりでございませう。物価を抑制したいという政府の非常な苦心の結果、地方庁にも協力を求めまして、大体ストップのような状況でございまして、昨日も予算委員会で私も申し上げましたように、一時の処置としてはそれも一つの効果がございましてたけれども、しかし、それによつて問題が解決するわけではなくて、かえつて問題があつたに残りまして、大幅な値上げを余儀なくされるというふうなことになるのであります。この点が公営企業制度調査会でもうたわわておるよう、こういう公営企業の料金というものは、適切なときに適切な改定というものをやるべきであつて、いたずらにストップをかけるなどということは決して望ましいことではないといふこととございませう。私ども、水道料金等は公共料金といひましても政府が規制をするといふものではございませう、上げようと思へば地方庁で上げになることはやむを得ないこととございませうが、政府の施策に御協力を願いたいといふことで通牒を出したわけでございます。大かたの限におかれまして、あるいは市町村におかれましては御協力を賜つたと思ふのであります。しかし、そうだからといって、これが一々政府にはね返つて、政府が財政に余裕がございませうれば

これを見るということもできませんけれども、御承知のように今日は財政が非常に逼迫したところとございますから、やはりこういう公営企業は、利用者がその利益を受ける範囲においてこれをやっていくという、独立採算制ということばで私どもは表現しておるのではありませんが、ただ一年でもの処理するところの方ではなくて、長い間での問題を吸収していくという態度をとってほしい、したがって、政府も長い間で解決するためには長い、安い資金というものを世話することによって、これに対する処置を講ずべきではないかというところで、目下大蔵省とも折衝しておるところでございます。その点はひとつあしからず御了解をいただきたいと存じます。

○安井委員 いろいろお述べになりましたけれども、私の質問にはお答えになっていないわけですね。去年政府に協力して料金ストップしたところには、政府は今日の段階でも何もしないお考えなのかどうか、いまはまだ会計年度では三十九年度中ですが、三十九年度の料金ストップに対しては、せっかく政府に協力したのに、それに対して何もしないおつもりなのか、あるいは何かそれのためにするのか、その点を伺います。

○吉武国務大臣 昨年上げようと思ったが、政府が通牒を出したために上げるのを遠慮した、それがために赤字が少しふえたぞ、これをどうするかとおっしゃいますけれども、先ほど申しましたように、いまのところの国の財政ではこれをどうするかというわけにはまいりません。今日までに少なからざる累積赤字もあることありますから、これらの問題とあわせて、政府としては長期低利の資金というものでござるだけ努力をするということとで解決するように考えております。

○安井委員 昨年は都市交通については長期資金三十億、短期資金三十億の措置が一応行なわれていたわけですよ、これは大臣御就任の前だったと思えますけれども、都市交通にはあって水道はやらなくてもいい、水道はあとでやればいいのだ、そういうことですか。私は国の金がそんなにあり

余っているとは言いませんよ。しかし、一方は行なわれて他方は行なわれないということは不公平ではないか、どうですか。

○吉武国務大臣 交通の場合は、昨年そういうふうな措置を講じられたことは承知いたしております。四十年間におきまして、長期資金については十五億のつなぎ融資を考へまして、短期については合理化といわれる料金改定によつて何とかしていただくという処置をとつておるのでありますが、水道は、御承知のように、最近、赤字があつたということ、新しい設備投資を必要としてきたということではございますけれども、よく私が申し上げますように、水道というのは一度投資をして設備をいたしますれば、毎年それを投資するわけじゃございませんで、長い間それを利用ができるわけでありまして、耐用年数は五十年と言われておりますが、五十年間の長い間によつてこれを解決していくという処置をとればとれるわけでありまして、したがって、そういう考えのもとに政府としても比較的長い資金、低利の資金をあっせんをしまして何とかやつていく、この基本の問題につきましても、目下地方公営企業制度調査会等におきましても、真剣に検討されておるところでございますから、いずれそれらの根本問題については答申のこともあらうかと思ひますので、その答申の出たところを見まして、基本的には考えていきたいと存じます。

○安井委員 答申は、それはここの秋出ますよ。秋出ても、それが政府の施策になるのはおそろく来年の予算でしょう。その前にできまつか。おそろくできないでしょう。いま自治体は予算案の編成やら審議の段階にあるわけですよ。政府が一年間料金をストップしろと言つた。いままでの累積赤字の上にさらに赤字がふえている。その上に、現在の諸情勢からいへば、企業債の増高は、カーブは弓なりになって増高している。人件費も上がる。そういう事態の中で、いま地方自治体が困っているわけですよ。三月中には予算もきつちりきめなければいけない。そういう段階に

いまあるわけですよ。次に制度調査会の答申が出るからそれまで待てなんて、そんななまぬるいことはできないわけですよ。私は、根本対策は、これはもうそう無理は言いません。無理は言いませんけれども、いまの料金問題に対する取り組みを、この際政府はやはり明らかにすべきだと思ひます。通達の内容が二つそこするようにならうという考えの方ではなしに、そういう対策をすべきだと私は思ふのです。ですから、昨年度について何にもしないです。一日ですか、こんな通達を出しなかつたで、これは自治体は協力しませんでした。協力したところは何がよく政府に協力してくれましたというところはおかげがある、そういうことでなければならぬでしょう。昔のように、政府が強制力があるならそれは強制できるでしょう。いま自治体に対して強制すべきでないですよ。強制すべきでないだけに、協力をお願いするのならお願いするようには、もし協力してくれたらこういたします、それをお出しになるのがいまの政府のかまえてなくてはならないと思ひます。

大臣も時間の関係があるそうですから、その問題は一応、私は全然承知いたしません。いたしません、こどもも一つ詰めてお尋ねをしておきたいのは、先ほど大臣途中までおっしゃつたが、中間答申ですね。中間答申について、三点、国がすべき措置について、書いてある。これについて、政府は鋭意努力をされているというふうなお話がありましたけれども、私も、どうもその努力が実つていっているとは思ひません。政府は、もう少し、その三点のそれぞれについて、政府は、どういふことなのか、どういふ施策を積極的に講じようとしていのか、それをもつと御説明願ひたいと思ひます。

○吉武国務大臣 第一点は、もうそれぞれの各地方庁におきまして適正な料金の改定をしようとしております。ただ、私どもから見ますと、第二の合理化という点を答申はあわせ考へるようになり、これを強調しておりますにもかかわらず、合理化のはあと回しになつていっている感じがござい

ますので、私どもは、今度の通牒にも重ねて申しましたように、合理化もひとつあわせてやつていただきたい。

それから値上げにつきましても、いろいろの配慮が私はなされるべきじゃないかと思ひます。ありますが、これは自治体のことでありますから、あまりこまかいところまで立ち入つて私どもはやりうとは思ひません。お話を聞きますと、大阪等の今度の値上げにつきましても、いわゆる低所得者のために従来十トン百円であつたものを、今度の値上げに際しては八トンを据え置いて百円にするというふうな話も聞いております。そういういろいろな配慮というものは、そのやる上において、まあ慎重に考へれば考へられる点もあらうかと思ひます。でありますから、そういう点も、一々自治体というものに指図がましいことは私どもいたしませんけれども、念の上に念を入れて、慎重にやつてほしい、こういうことを申し上げておるわけでありまして、したがって、合理化のほうは実はあまりまだ進んでおりません。聞いておられます。東京都の交通については、昨年の末において相当の合理化案がやられたようでございます。私も、満足の程度には思ひませんけれども、しかし、その努力と誠意については、私どもは非常に注目をしておるところでございます。

それから、国のことでございますが、これはいま私どもが大蔵省へ非常に熱心に言つておるのではありませんけれども、まだ目鼻はついておりません。ついておりませんけれども、これは私が先ほど申しましたように、これは当然あるべきものでござりますから、私といたしまして今後極力これについては努力をするつもりでございます。

○安井委員 私は、その国がやるべきことについて、いま何つたわけですが、大臣はよけいな、一部始終、全体をお話しになつたので時間が長くなりましたが、私、いま資料がありまけんけれども、たしか国のやるべきこととして、起債の総量をふ

やすことと、それから起債の長期化と利子補給、それから三番目には借りかえ債の発行でしたか、この三つだと思ふのですが、それについて、これはもう大臣がおわかりにならないければ、財政局長……。

○柴田政府委員 償還期限の延伸問題につきましては、先ほど来大臣からお話し申し上げたとおりであります。そういうような経緯で、相互に、前向きに実現をするように、協力の方向で折衝をいたしております。

それから、地方債のワクの問題は、すでに御説明申し上げました地方債計画の中で、昨年比べまして約二百十五億増加、政府資金の割合は昨年よりかこれを高めまして、九百六十五億のうち、五百億を政府資金を充てるようにいたしております。なお、昨年の料金自費要請に伴います赤字の始末の問題につきましては、いろいろ昨年来問題があつたようでございますけれども、結局これは先ほど来お話がございましたように、値上げをしたところもございまして、値上げをしないところもあるわけでございます。結局、赤字になつておるところと赤字になつていないところとござい

ますが、これらの問題は一括して最終処理と申しますか、基本客申が出ましたあとで講ずる赤字処理の問題の中に入れて片づける、こういう方向で検討いたしております。したがしまして、昨年の料金自費要請につきましては、抑制といひますよりも、むしろ自費を要請したという形でありまして、赤字の始末のしかたといひましては、交通事業とは違つた形で処理せざるを得ない。いろいろ議論がございましたけれども、関係各省を何回も呼びまして相談いたしました、結局は総合的な赤字の処理の問題の中に含めて片づける以外にないんじゃないか、こういうことでござい

ます。それからなお、負担区分の問題が若干あるのでございまして、これは御承知のとおり料金体系の問題ともからむわけでございます。したがって、一般会計との間の負担区分の問題を合理的

化したしますためには、前提として水道料金体系というものをどうするかという問題が先決問題でございまして、この問題を片づけませんと、実は負担区分まで手がつけられませんか。そこで現在急いで水道料金体系の問題を御審議願つてゐる、こういう情勢でござい

ます。○安井委員 五年間延長をすれば、どれくらい単年度で金が浮くのですか。いま話が進んでゐるのはこれから借りる分ですが、すでに借りてしまつたものも含んでの話だと思ふのですが、もし五年間延長せばどのくらいかということ。

それからも一つは、答申の中に書いてある、赤字がふえてきたことに對する借りかえ債の発行も考へるべきだという項目がありますが、それについてはどうなのか。

○柴田政府委員 いま問題になつておりますのは、今後借りる問題についての償還期限でござい

ます。それがお話しのように、かりに五年延長ということになりま

す、現在のベースでは大体年四、五億ほどにならうかと思ひます。

それから借りかえ債の問題につきましては、特に借りかえ債のワクを設けるということはい

たしませんで、むしろケース・バイ・ケースでこの問題を考へていく、こういうことにならうかと思ひ

ます。○安井委員 いまお聞きしたら、これから借りるものが、二十五年のものを三十年にした場合が五

億ということですね。それならいままでの赤字は何にも役に立たぬでし

ょう。いままで赤字で持つてゐる、それをさらに五年だけ延ばしてやるん

なら、それは相当意味がありますよ。しかし、これから新たに四十年で以降に借りるものについて二十五年を三十年に

すると言つたくらいで、それが赤字対策だとか、いままでの料金ストップ対策だ

というふうな形でお出しになるなら、私はこれは笑ひご

とだと思ふのです。お出しになるんなら、さかのぼつて適用する、さらに赤字についての借りかえ債を発行するとい

うふうなことをしな

らね。○柴田政府委員 償還期限の延伸が幾らにま

りますか、話し合ひの問題でござい

ますが、お話しのような、かりに五年という

ことになれば、単年度四、五億ということになるわけであり

ます。問題は、水道事業の経営の困難な問題は、これから出てくる設備投資とい

うことを考へますと、将来非常に大問題になる。これをどう解決するかとい

うことが、既往の赤字始末の問題もさることながら、今後における料金急増と申しますか、経営の悪化の急増とい

うものに対する第一番目にとるべき対策だろ

うというふうに私は思ひます。しかし、これだけでは問題が片づくわけではござい

ませんで、償還延伸だけで問題を片づけることは簡単でござい

ますが、そうではないと私は思ひます。それは私どもは考へてゐるわけ

でございます。それ

で、基本問題として料金体系を含めて御検討願つてお

るわけ

でございます。過去の問題は、お話しのように問題があるわけ

でありますけれども、この過去の赤字の問題を片づけます

前提といたしましては、将来こうい

う対策が立つて、その対策のもとで再び赤字が出ない

のだという前提ができませんと、過去の問題をかりにた

た上げてしま

しても意味をなしません。したがつて、その前提、基本問題を片づけるこ

とが、法案の提出、成立ともに若干おくれまし

た。これが非常に審議会の発足をおくらしめたこ

とになりまして、はなはだ遺憾でござい

ます。けれども、したがつて昨年の暮れを予定いたしてお

りました審議会というものが本年の秋まで延びざるを得

なかつた。非常に不幸でござい

ますが、やむを得ないのであります。そこで、この基本客申を

いた

いただきますれば、またそれによつて政府として

も施策をきめますれば、今後において赤字が出ないとい

う始末を講じた上で、過去の累積赤字につ

いて合理的な始末を考へる、こういう方途をつけ

ていくべきものであらうとい

うふうに思ひます。○安井委員 どうもいままでの御答弁からい

え

ば、何もかもこれからあとの制度調査会の答申に譲つてしま

つて、その中に全部逃げ込んでしまつてゐる。今日自治

体

が予算をどうしようかという段階に對しての対策とい

うものは全くない、私はそういうふう

にたゞいままでの御答弁の中から言わざるを得ないわけ

です。大臣の行かれる時間を十五分も延ばさ

せ

せしませんでしたから、これで私はやめますけれども、

それじゃ私はだめだと思ふのですよ。将来のことは

将来で、これはやはり慎重に考へるべきです。私

どももそのための対策も持つてゐるし、それを政府

の考へ方と對比させながら、私どもも意見を述べて

まいりたいと思ひます。しかし、いま料金を上げるか

上げないか、住民は上げてほしくないとい

う。この大臣談話の最後のところにも「市民の負担の増高を避けるよう

に配慮されることを望むのであります。」こう書いてあり

ますよ。これは書いてあつたつて、裏づけは何もない、

そういうふうな姿の中でこんな通達をお出しになつたつて、私は意味がないと思ひ

ます。やはりきちつとしたものをお出しになる必要

がある。予算委員会の理事間においても、いま水道料金の

問題も含めて話し合ひが進んでおりますから、その中

でもどういふものが出るか、私どももある種の期待

を持つてゐるわけであり

ますけれども、やはり自治大臣はきちつと腹をおき

めになる必要があると思ひます。きょうは経済企画

庁や厚生省や、あるいは大蔵省からもおいでいた

だいておりますけれども、やはり中心になるのは自治

大臣でなければいかぬと思ひます。地方議会の中で、自治

体の首長も議員の諸君も、この問題で今度の場合はい

へん苦勞ですよ。国保税の値上げの問題と、この水

道料金の問題とが、これから開かれる地方議会の

私は最大の焦点だと思ひます。全国どこへ行つ

てもおそろくそうなりますよ。こういうふうな段階

において、ぜひ早急なら

ちに政府としての対策をもつと

しつかりしたものが

出

て

をお出しいただきますことを最後にお願いをし
て、一応これで終わります。まだありますけれど
も、あとは次にいたします。

○中馬委員長 この際、銃砲刀剣類等所持取締法
の一部を改正する法律案を議題とし、警察庁長官
から補足説明を聴取いたします。江口警察庁長
官。

○江口政府委員 銃砲刀剣類等所持取締法の一部
を改正する法律案の内容につきまして、逐条御説
明申し上げます。

第一は、法律の題名の改正であります。

これは、今回拳銃等の輸入禁止の規定を新たに
設けることに伴うものでありまして、銃砲刀剣類
等所持取締法を銃砲刀剣類所持等取締法といたし
たのであります。

なお、この題名の変更に伴い地方自治法、出入
国管理令、関税法及び自衛隊法の関係規定を附則
において改正することといたしております。

第二は、銃砲の定義に関する第二条第一項の改
正であります。

これは、装薬銃砲の例示として拳銃、小銃、機
関銃、砲及び銃銃を列記したのでありまして、実
質的には定義の内容を変更するものではなく、拳
銃等及び銃銃の不法所持に対する罰則を強化する
条文の新設に伴う技術的な改正であります。

第三は、建設業の用途に供するため必要な銃
砲、すなわち、建設用びよう打ち銃及び建設用網
索発射銃についての所持の規制を合理化するため
の第三条第二項の改正であります。

建設用びよう打ち銃等は、工具として使用され
るものであって、比較的危険性が少なく、悪用さ
れることもほとんどないため、許可を受けた者の
みならず一定の範囲の者には、業務上使用するた
め所持することを認めても支障がないと考えられ
ますので、所持の許可を受けた者の監督のもとに
建設作業に従事する者で届け出があったものにつ
いては、許可を受けた者の指示に基づいて業務上
使用するため所持することができることとしたし

たのであります。

なお、このことに関連して、建設作業に従事す
る者が、許可を受けた者の指示に基づかないで建
設用びよう打ち銃等を所持した場合には、その銃
砲にかかる許可を取り消すことができるようにす
ること、また、法人が業務のために銃砲刀剣類を
従業者等に所持させる場合の許可は、法人の事業
場の所在地を管轄する都道府県公安委員会から受
けるようにすること等、許可に関する規定を改め
ることとしたのであります。

第四は、拳銃等の輸入の禁止の規定を第三条の
二として新設したことであります。

現行法においては、銃砲刀剣類の輸入の所持の
禁止の規定により間接的に規制しているものであ
りますが、最近、拳銃等の密輸入事犯が増加して
おり、その防止をはかる必要があること及び拳銃等
は、限られた場合を除き、一般には所持を禁止さ
れている等のことから、今回拳銃等については直
接その輸入行為を禁止することとしたのであり
ます。

輸入禁止の対象は、拳銃、小銃、機関銃及び砲
に限定し、かつ、次の場合の輸入は、禁止から除
外することといたしております。

その一は、国または地方公共団体が、その職員
の法令に基づく職務上の所持に供する拳銃等及び
博物館等で公衆の観覧に供する拳銃等を輸入する
場合並びに国または地方公共団体から輸入の委託
を受けた者が、委託にかかる拳銃等を輸入する場
合であります。

その二は、試験もしくは研究のために拳銃等の
所持の許可を受けた者またはオリンピック大会等
の国際射撃競技に用いる拳銃の所持の許可を受け
た者が、許可にかかる拳銃等を輸入する場合及び
これらの許可を受けた者から輸入の委託を受けた
者が委託にかかる拳銃等を輸入する場合でありま
す。

その三は、わが国で開催されるオリンピック大
会等の国際競技に参加するため入国する外国人
が、所持の許可を受けた拳銃等を輸入する場合で

あります。

第五は、火なわ式銃砲以外の古式銃砲を登録の
対象とするための第十四条第一項の改正でありま
す。

現行法においては、古式銃砲のうち火なわ式銃
砲のみを登録の対象としていますが、火なわ式以
外の火打ち石式、管打ち式等の古式銃砲について
も、美術品もしくは骨とう品として価値のあるも
のがあり、かつ、これらの銃砲は実用に供される
ことがないので、今回登録の対象に加え、一般に
所持を認めることとし、史料として保存活用をは
かることとしたのであります。

第六は、文化財保護委員会から都道府県公安委
員会に対する通報事項に関する第十六条第二項の
改正であります。

文化財保護委員会は、銃砲刀剣類を登録した場
合、または登録を受けた銃砲刀剣類の譲り受け、
相続等の届け出があつた場合において、危害予防
上の配慮から、都道府県公安委員会に通報するこ
とになつていたのであります。現行法では、登
録を受けた銃砲刀剣類を亡失し、盗み取られた場
合等についての通報規定がないため実態把握上支
障を生ずる場合がありますので、今回登録を受け
た銃砲刀剣類の亡失等により、文化財保護委員会
が登録証の返納を受けた場合には、その旨を都道
府県公安委員会に通報することとしたのであり
ます。

第七は、登録を受けた銃砲刀剣類を譲り受け、
相続等をした場合の届け出の期間に関する第十七
条第一項の改正であります。

登録を受けた銃砲刀剣類の譲り受け、相続等に
よる移動の届け出は、登録制度における基本的な
事項であります。現行法においては、この届け
出の期間を「すみやかに」とだけ規定していること
もあつて、その履行に欠ける点も見受けられるの
で、その届け出の期間を、文化財保護法における
文化財の移動の届け出等の関係をも考慮して、
二十日以内にと明示することとしたのであり
ます。

第八は、登録証の取り扱いを整備、強化するた
めの第十八条第二項および第三項の改正でありま
す。

登録を受けた銃砲刀剣類は、登録証とともに所
持するたてであります。現行法において
は、登録を受けた銃砲刀剣類の所持を他人に移転
する者について登録証とともにすることを義務づ
けているのみで、その所持の移転を受ける者につ
いては、登録証に関する義務づけをしていないた
め、登録を受けた銃砲刀剣類であっても登録証と
ともに所持されていないことが多いので、今回登
録を受けた銃砲刀剣類を譲り受け、借り受ける等
その所持の移転を受ける者に対しても、必ず登録
証とともにしなければならぬこととし、さら
に、登録証を登録を受けた銃砲刀剣類と関係なく
譲渡し、または譲り受けることも禁止することと
し、登録証が常に登録を受けた銃砲刀剣類ととも
に所持されているように規定を整備強化いたした
のであります。

第九は、銃砲刀剣類の所持の許可を受けた者に
対し、譲渡等の制限に関する義務を新設するため
の第二十一条の二第二項の改正であります。

現行法においては、銃砲刀剣類の製造または販
売を業とする者に対してのみ、譲渡する相手方の
確認義務を課しているものでありますが、不法に所
持され、または犯罪に使用された銃銃、空気銃等
の入手先についてみると相当数のものが所持の許
可を受けた者から出ているので、今回許可を受け
て銃銃等を所持する者に対して、製造・販売事
業者と同様に、許可にかかる銃銃等を他人に譲渡
し、または貸与する場合には、その相手方が適法
に所持できる者であることを確認するか、または
許可証の提示を受けなければ、これを行なつては
ならないこととしたのであります。

第十は、許可証または登録証の交付に関する手
数料を引き上げる第二十九条の改正であります。
現行法においては、許可証または登録証の交付
に関する手数料の最高額は二百円としています
が、これは、昭和二十五年に定められ、その後現

在まで改定していないため、許可に要する事務経費、登録の審査に要する経費等から見ても実情に沿わないので、これを五百円に引き上げることとしたのであります。

第十一は、罰則の整備強化に関する第三十一条以下の改正であります。

その一は、第三十一条であります。

これは、拳銃等の輸入の禁止に伴う罰則の新設であります。拳銃等の輸入禁止違反は、その危険性ないし悪性が最も高いので、本法違反の行為中特に重く処罰することとしたのであります。

すなわち、通常の輸入禁止違反の場合は、五年以下の懲役または三十万円以下の罰金とし、営利の目的の場合には、七年以下の懲役または五十万円以下の罰金とし、未遂罪をも処罰することとしたのであります。

その二は、第三十一条の二であります。

これは、銃砲刀剣類の不法所持の中で、拳銃等及び猟銃は、特にその危険性が高いので、他と區別して重く処罰することとしたのであります。

すなわち、拳銃等及び猟銃の不法所持に対しては、五年以下の懲役または二十万円以下の罰金に処することとし、これに関連して、武器等製造法の罰則を附則の規定で改正して、拳銃等及び猟銃の製造違反に対しては、五年以下の懲役または三十万円以下の罰金に処することとし、所持違反と製造違反との罰則の均衡をはかることとしたのであります。

その三は、第三十一条の三であります。

これは、拳銃等と猟銃を除く銃砲刀剣類の不法所持に対する罰則で、現行法第三十一条に相当する規定であります。ただ、罰金の額のみを五万円から十万円に引き上げているのであります。

その四は、第三十一条の四であります。

これは、許可または登録により適法に所持することを認められている者が、その銃砲刀剣類を不法の目的で携帯等をした場合の罰則を、その悪性

に着目して二年以下の懲役または五万円以下の罰金に処することとしたのであります。

その五は、第三十二条及び第三十三条であります。

登録を受けた銃砲刀剣類の譲り受け、相続等をした場合の届け出に關する規制及び登録証の取り扱いについての規制を強化するために、これらの違反に対する法定刑を引き上げ、届け出の義務違反に対しては一年以下の懲役または三万円以下の罰金とし、登録証の授受違反に対しては六月以下の懲役または一万円以下の罰金に処することとしたのであります。

最後に、この法律は、公布の日から三月を経過した日から施行することとするともに、必要な経過規定を附則において規定いたしております。

以上が、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案のおもな内容であります。

何とぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

○中馬委員長 以上で補足説明は終わりました。

この際、華山君から発言を求められておりますので、これを許します。華山委員。

○華山委員 資料の提出をお願いいたします。新聞等によりますと、公営企業調査会がこのたびの予算上にあられた政府の財政措置に對しまして、非常に不満があるということが新聞に出ております。速記録をとつていと思われすが、その速記録をひとつ資料としてお願いをいたしておきます。

○中馬委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会